

フロン回収・破壊法
第一種特定製品からのフロン類回収に関する運用手引き
平成 18 年度改正対応 暫定版

平成 19 年 5 月
経済産業省 環境省

はじめに

エアコンディショナー、冷蔵機器、冷凍機器等に冷媒として使用されているフロン類のうち、CFC、HCFCは、大気中に排出されるとオゾン層を破壊する効果があるため、オゾン層保護法によりCFCを1995年に全廃し、HCFCについては1996年以降段階的に生産等を廃止しており、オゾン層を破壊しないHFC等の代替フロンへの転換が進みつつあります。また、冷媒として使用されるフロン類(CFC、HCFC、HFC)は、温室効果の高いガスであり、地球温暖化防止の観点から、HFCは京都議定書の削減対象ガスとされています。京都議定書では二酸化炭素等6種類のガスが温室効果ガスとして削減対象とされていますが、そのうち代替フロン等3ガスの分野では、各用途でノンフロン化等の取組が進められています。しかしながら、冷媒分野については、一部でノンフロン機器が実用化されているものの、本格的なノンフロン機器、代替冷媒の導入には至っておらず、今後、HCFCからHFCへの転換に伴い、京都議定書対象ガスであるHFCの使用量、放出量が増加することが見込まれています。このため、大気中への放出量を抑制するためには、特に冷媒分野では回収を推進していくことが重要です。

冷媒の回収については、過去に、地方公共団体、(社)日本冷凍空調工業会、(社)日本冷凍空調設備工業連合会、(社)日本自動車工業会等が自主的に回収制度を運用してきました。

平成13年6月には、業務用冷凍空調機器及びカーエアコンのフロン回収を推進するため、特定製品を廃棄する際にフロン類を回収すること等を義務付けた「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保に関する法律(フロン回収・破壊法)」が制定・公布されました。平成17年1月には、「使用済自動車再資源化法(自動車リサイクル法)」が施行され、カーエアコンについては同法に基づくフロン回収が進められています。また、家庭用エアコン、冷蔵庫のフロン類については、平成11年から特定家庭用機器再資源化法(家電リサイクル法)に基づきフロン回収が進められています。

京都議定書目標達成計画(平成17年1月閣議決定)では、業務用冷凍空調機器の冷媒の回収率を60%とする等の目標が設定され、京都議定書を達成する上でも冷媒フロン類の回収が重要なものと位置づけられましたが、フロン回収・破壊法での回収率は3割から4割程度となっていました。このため、今般平成18年6月にフロン回収・破壊法の改正を行い、行程管理制度の導入、機器整備時のフロン類回収の義務化等の改正を行いました。

本運用の手引きは、平成19年10月に施行される、平成18年改正「フロン回収・破壊法」の円滑な施行に当たり、法律、政省令等の考え方を事業者や地方公共団等の関係者向けに、業務用冷凍空調機器(第一種特定製品)の回収に関する事柄を中心に解説したもので、改正前の第2版を改訂し、平成18年改正対応 暫定版として発行し、追って第3版として発行することとしています。

なお、回収したフロン類の破壊については、「フロン類の破壊に関する運用の手引き」を用意していますので、必要に応じご参照下さい。

用語の定義

本運用の手引きにおいて用いる用語は、特にことわりのない限り以下のとおりである。

《業務用冷凍空調機器または機器》	第一種特定製品である業務用冷凍空調機器
《廃棄等》	第一種特定製品の廃棄等
《廃棄等実施者》	第一種特定製品廃棄等実施者
《回収業者》	第一種フロン類回収業者
《引渡受託者》	第一種フロン類引渡受託者
《整備者》	第一種特定製品整備者
《整備の発注者》	第一種特定製品の整備の発注者
《事前確認書》	第19条の2 に基づき特定解体工事元請業者が、特定解体工事発注者に対し交付し説明する書面
《回収依頼書》	法第19条の3第1項に基づき、第一種特定製品廃棄等実施者が交付する書面
《委託確認書》	法第19条の3第2項に規定する委託確認書
《再委託承諾書》	法第19条の3第4項の規定より、第一種特定製品廃棄等実施者が引渡しの再委託について承諾する旨を記載した書面
《引取証明書》	法第20条の2 に規定する引取証明書
《解体工事または特定解体工事》	法第19条の2に基づく建築物その他の工作物(当該建築物その他の工作物に第一種特定製品が設置されていないことが明らかなものを除く。)の全部又は一部を解体する建設工事(他の者から請け負ったものを除く。)

目次

～第1章～（全体説明）	1
I. フロン回収・破壊法とは	1
1. 「フロン回収・破壊法」とは	1
2. 改正後のフロン回収・破壊法の仕組み	1
II. フロン回収・破壊法 平成 18 年度改正の概要	2
1. フロン類の回収が必要な場合の拡大（定義の見直し）	2
2. 解体工事の際の説明義務（解体される建物中における業務用冷凍空調機器の設置の有無の確認及び説明）	2
3. フロン類行程管理制度（フロン類の引渡しを書面で管理する制度）の導入	2
4. 整備時におけるフロン類の取扱	2
5. 行政による関係者への指導等	3
6. 施行日	3
7. 書面の電磁的方法による保存等	3
III. 対象となる業務用冷凍空調機器（第一種特定製品）の種類、事業者	4
IV. 関係主体別の義務・遵守事項	6
1. 関係者に共通する事項	6
2. 機器の使用者、所有者等（廃棄等実施者、整備発注者、）	6
3. 業務用冷凍空調機器の設備工事業者	7
4. 解体工事等の受注者（建設工事業者、リフォーム工事業者、解体工事業者、産業廃棄物処分業者など）	8
5. 機器の整備、メンテナンス業者	8
6. 機器の販売業者、メーカー、リース業者	9
7. 中古機器の取扱業者、スクラップ、再資源化事業者等	9
8. フロン類を運搬する事業者	9
9. フロン類回収業者	9
10. フロン類破壊業者	10
11. 都道府県知事	10
12. その他	11
～第2章～（個別事項の解説）	13
V. 定義	13
VI. 特定解体工事元請業者の確認及び説明	15
VII. 行程管理制度	17
1. 行程管理制度とは	17
2. 第一種特定製品廃棄等実施者の引渡義務	20
3. 第一種特定製品廃棄等実施者による書面の交付等	21
(1) 第一種特定製品廃棄等実施者が直接第一種フロン類回収業者へフロン類の回収を依頼する場合	21
(2) 第一種特定製品廃棄等実施者が、第一種フロン類回収業者へのフロン類の回収を他の者に委託する場合	21
(3) 再委託承諾書の交付（フロン類の引渡しを再委託する場合）	24
4. 第一種フロン類回収業者の引取義務	26
5. 引取証明書の交付	27
6. 引取証明書の送付期間	29
VIII. 第一種特定製品整備者の引渡義務等	32
IX. 回収業者の責務、登録	34
1. 第一種フロン類回収業者の引取義務	34
2. 第一種フロン類回収業者の引渡義務	34
3. 第一種フロン類回収業者の記録	36
4. フロン類の運搬に関する基準	38
5. フロン類の回収に関する基準	39
6. 回収量等の記録の閲覧	43
7. 都道府県への報告	44
8. 主務大臣への通知	45
9. 第一種フロン類回収業者の登録	46
10. 登録の基準	49

11. 申請後の手続等	50
12. 第一種特定製品の種類(50kg)の改正について	54
X. 特定製品の表示(第一種特定製品の表示に関する考え方)	55
XI. 第二種特定製品(カーエアコン)に関する事項	59
XII. 他法令との関係と留意事項	60
1. 自動車リサイクル法	60
2. 家電リサイクル法	60
3. 建設リサイクル法	60
4. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法)	60
5. 高圧ガス保安法	61
~ 第3章 ~ (様式、資料)	62
XIII. 資料	62
1. フロン類の種類	62
2. 第一種特定製品の種類	63
3. 登録申請書の記載要領	64
4. 同一区域内にフロン類の回収を行う事業所が複数の場合の申請方法	64
5. フロン回収・破壊法に係る各都道府県登録窓口(第一種フロン類回収業者)	66
6. 省令に基づく「都道府県知事が認めるもの」	67
7. フロン類回収装置の種類及び能力一覧表	68
8. 法第十一条第一項各号に該当しない者であることを誓約した書面の例	77
9. 登録審査評価事例	78
10. 都道府県による第一種フロン類回収業者登録通知書の例	79
11. 第一種フロン類回収業者記録参考様式	81
12. 各種様式	83
(1) 第1種フロン類回収業者の登録申請書	83
(2) 第1種フロン類回収業者の変更届書	87
(3) 第1種フロン類回収業者の回収量等の報告書	88
(4) 第1種フロン類回収業者のフロン類の回収量に関する通知書	90

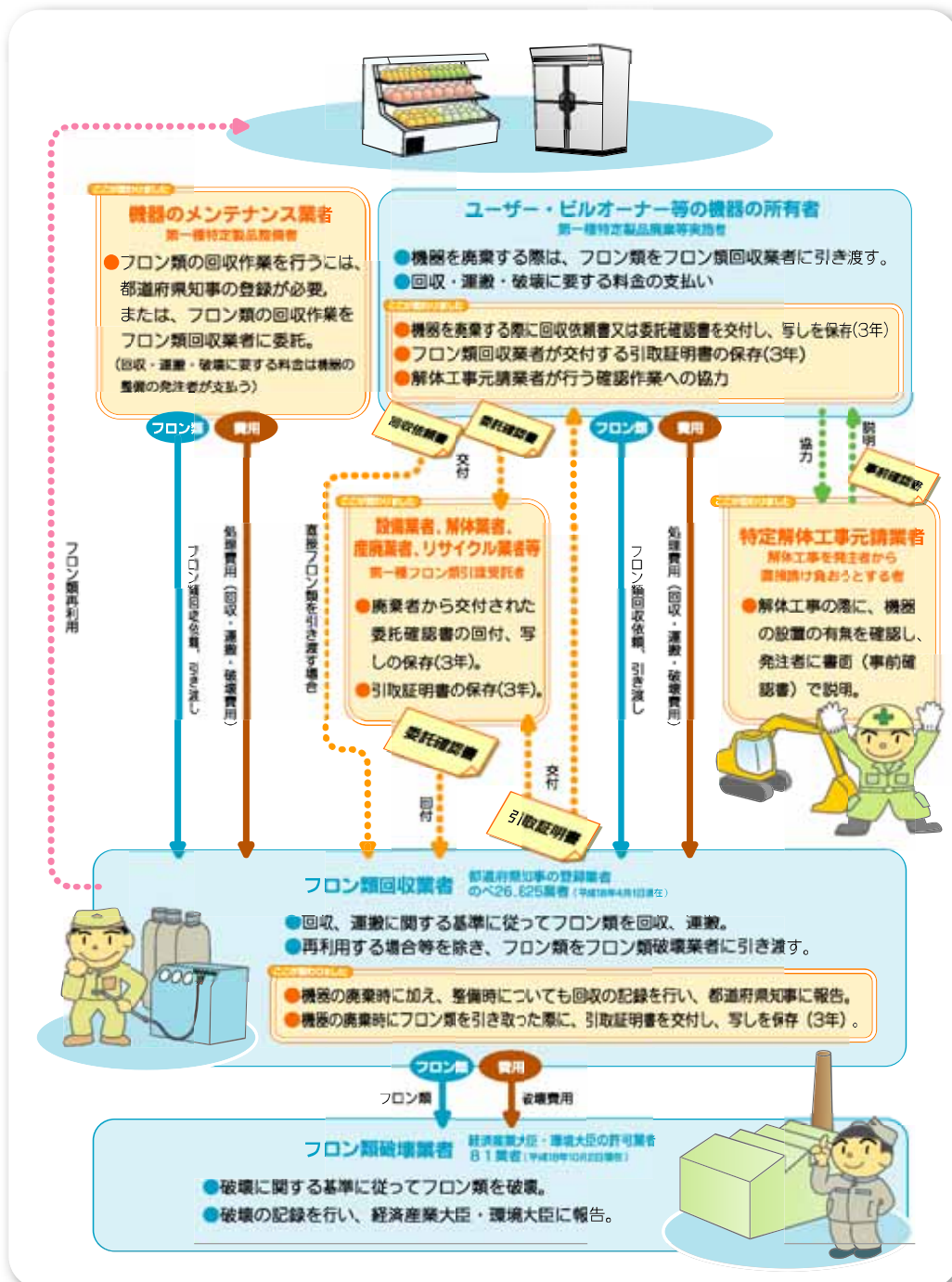
～ 第1章 ～ (全体説明)

I . フロン回収・破壊法とは

1. 「フロン回収・破壊法」とは

フロン類(CFC:クロロフルオロカーボン、HCFC:ハイドロクロロフルオロカーボン、HFC:ハイドロフルオロカーボン)はオゾン層の破壊や地球温暖化の原因となることから、大気中への排出を抑制することが必要である。このため、平成13年に制定された「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収・破壊法)」が制定され、業務用冷凍空調機器が廃棄される際にフロン類の回収等が義務づけられた。業務用冷凍空調機器が廃棄又は整備される際におけるフロン類の回収がより確実に行われるよう、平成18年に同法の改正が行われ、平成19年10月1日に施行されることとなっている。

2. 改正後のフロン回収・破壊法の仕組み



II. フロン回収・破壊法 平成 18 年度改正の概要

1. フロン類の回収が必要な場合の拡大(定義の見直し)

業務用冷凍空調機器を廃棄する場合に加え、部品等のリサイクルを目的としてリサイクル業者等に機器を譲渡する場合についても、フロン類回収業者によるフロン類の回収が義務化された。(法第 2 条第 5 項)

2. 解体工事の際の説明義務(解体される建物中における業務用冷凍空調機器の設置の有無の確認及び説明)

特定解体工事元請業者(建物解体工事を発注者から直接請け負おうとする業者 建設工事業者・解体工事業者等)に、解体対象建築物中の業務用冷凍空調機器の設置の有無を確認させ、発注しようとする者(特定解体工事発注者)に書面で報告させる情報提供義務を課した。(法第 19 条の 2 第 1 項)

また、特定解体工事発注者が機器設置有無の確認に協力する(具体的には、図面の提供等)義務を課した。(法第 19 条の 2 第 2 項)

3. フロン類行程管理制度(フロン類の引渡しを書面で管理する制度)の導入

業務用冷凍空調機器の廃棄等実施者は、フロン類の引渡しを回収業者や他の者に委託する際には、必要な事項を記載した書面を交付しなければならないこととし、また、フロン類を引き取った回収業者は、引取りを証する書面を廃棄等実施者に交付しなければならないなど、フロン類の引渡委託が途切れず、あいまいにならない措置が講じられた。

廃棄等実施者が直接回収業者にフロン類を引き渡す際、廃棄等実施者が書面(回収依頼書)を交付。(法第 19 条の 3 第 1 項)

廃棄等実施者がフロン類引渡受託者にフロン類の引渡しを委託する際、廃棄等実施者が委託確認書を交付。(法第 19 条の 3 第 2 項)

フロン類引渡受託者がフロン類回収業者への引渡しを他者に再委託する場合、書面(再委託承諾書)にて廃棄等実施者の承諾を受ける義務を課した。(法第 19 条の 3 第 4 項)

フロン類の引渡しを孫請け、ひ孫請けに再委託する場合も、その都度書面による廃棄等実施者の承諾が必要。

フロン類引渡受託者(及び再委託を受けた者)は、フロン類回収業者に委託確認書を回付。(法第 19 条の 3 第 6 項)

フロン類回収業者が廃棄等実施者からフロン類を直接引き取った場合、引取証明書を交付。(法第 20 条の 2 第 1 項)

フロン類回収業者がフロン類引渡受託者を通じてフロン類を引き取った場合、フロン類引渡受託者に引取証明書を交付し、廃棄等実施者に引取証明書の写しを送付。(法第 20 条の 2 第 2 項)

これらの書面の保存義務(法第 19 条の 3 第 3、4、7 項、法第 20 条の 2 第 1、2、3、5 項)

一定期間引取証明書の交付(又は送付)がない場合、廃棄等実施者は都道府県知事に報告義務。(法第 20 条の 2 第 4 項)

4. 整備時におけるフロン類の取扱

機器修理・整備時のフロン類回収について、第一種フロン類回収業者に委託する義務を第一種特定製品整備者に課した(法第 18 条の 2)。また、第一種フロン類回収業者がこのとき回収したフロン類(当該機器に再充てんしたものを除く)についても、都道府県知事に報告する義務を課した。(法第 22 条第 3 項)

整備・修理時の回収にも、回収業者登録が必要。

回収した冷媒量は、廃棄時とは分離した上で、年次報告の義務がある。(法第 22 条)

機器から一度抜いた冷媒を、その場で同じ機器に再充てんした冷媒は報告の対象外(回収作

業(冷媒を抜き取る行為)そのものには回収業者登録が必要)。(法第22条)

5. 行政による関係者への指導等(法第23条、第24条、第43条、第44条)

フロン類回収業者に加えて機器の整備者、廃棄等実施者、フロン類引渡業務を受託した者、解体工事の元請業者といった関係者に対しても、都道府県知事が、指導、助言、勧告又は命令、立入検査等を行えることとした。

6. 施行日

平成19年10月1日(附則第1条)

経過措置

以下の者について、平成19年12月31日までの経過措置が設けられている。(附則第3条第3項)

整備時にフロン類の回収を行っている者が回収業登録を行う場合。

部品等のリサイクルを目的として、機器を有償又は無償で譲渡する際に、フロン類の回収を行っている者が登録を行う場合。

7. 書面の電磁的方法による保存等

法改正に伴い新たに規定された行程管理に伴う行程管理票について、別途定める省令により、電磁的方法(電子ファイル、メール等のやりとり)により行うことが可能となる。(平成19年10月1日までに制定する予定)

ただし、特定解体工事元請業者が発注者に対して説明のために作成・交付される書面(法第19条の2第1項)については対象外となるので、書面で行う必要がある。

具体的には、3.のフロン類行程管理制度の導入にて交付、回付、保存等される書面類(法第19条の3各々、法第20条の2)各々について電磁的方法が認められる。

なお、回収業者、破壊業者のフロン類の回収量等の記録(法第22条第1項及び第2項並びに法第34条第1項及び第2項)については、従前から電磁的方法による作成・保存を行うことが認められており、記録の閲覧も電磁的方法で行うことができる。

Ⅲ. 対象となる業務用冷凍空調機器(第一種特定製品)の種類、事業者

フロン回収・破壊法において対象となる業務用冷凍空調機器(第一種特定製品)とは、一般消費者が通常生活の用に供する以外の機器(業務用として製造、販売された機器)であって、冷媒としてフロン類が充てんされているエアコンディショナー、冷蔵機器、冷凍機器をいう。

業務用といっても冷媒の充てん量の下限はなく、少量のフロン類が充てんされている機器であっても対象となる。(第3章 XIII 2. 第一種特定製品の種類【63頁参照】。)

具体的な例を以下に列挙する。

ビル、店舗等の空調機器(エアコンディショナー)や業務用冷蔵庫、冷凍庫などの他、店舗のショーケースなど。

ビールサーバー、寿司のネタケース、オフィスビル、公共施設等によく見られる冷水機(水飲み機)など。

工場等の製造プロセスで加温、冷却、乾燥用に使用しているフロン類使用機器など。

作業場などに見られるスポットクーラー、業務用除湿器など。

このように、業務用冷凍空調機器は種類が多様で、ごく小さなものから、ビル全体を空調するような大型のものまである。このため、廃棄等実施者に該当する者も広範である。

「廃棄等実施者」に該当する者の具体的な例を以下に列挙する。

事務所、工場、店舗、ビルオーナーなど。

冷凍倉庫業、食品製造業、飲食料品卸売業、飲食料小売業、飲食店、宿泊業など。

総合リース業など。

運送業、鉄道、船舶など(保冷車、冷凍車などは、積荷の冷蔵、保冷機器はフロン回収・破壊法の対象、乗員、乗客の空調機は自動車リサイクル法に基づくフロン回収が必要、鉄道、船舶などの空調機器はフロン回収・破壊法の対象となる。)

また、自動車リサイクル法の適用がない大型特殊自動車、小型特殊自動車、被牽引車等についてはフロン回収法の対象となる。

なお、家庭用として製造された冷蔵庫、エアコンについては、業務用として使用していた場合にあっても、家電リサイクル法に基づくフロン回収が必要となる。

同様に、業務用の冷蔵庫、エアコンなど第一種特定製品を一般家庭で使用していた場合であっても、フロン回収・破壊法に基づくフロン回収が必要となる。

業務用冷凍空調機器の設置場所別機器種類の例

設置場所		機器種類の例
スーパー、百貨店、 コンビニエンスストア、 オフィスビル、ホール など	全 体	ビル用マルチエアコン(パッケージエアコン) ターボ冷凍機 スクリーン冷凍機 チラー 自動販売機 冷水機(プレッシャー型) 製氷機 など
	食品売り場	ショーケース 酒類・飲料用ショーケース 業務用冷蔵庫 など
	バックヤード	プレハブ冷蔵庫(冷凍冷蔵ユニット) など
	生花売り場	フラワーショーケース など
レストラン、飲食店、 各種小売店 など	魚屋、肉屋、果物屋、 食料品、薬局、花屋	店舗用パッケージエアコン 自動販売機 業務用冷蔵庫 酒類・飲料用ショーケース すしネタケース 活魚水槽 製氷機、卓上型冷水機 アイスクリーマー ビールサーバー など
工場など	工場、倉庫	設備用パッケージエアコン ターボ冷凍機 スクリーン冷凍機 チラー スポットクーラー クリーンルーム用パッケージエアコン 業務用除湿機 研究用特殊機器(恒温恒湿器、冷熱衝撃装置など)
学校など	学校、病院	パッケージエアコン(GHP含む) チラー 業務用冷凍冷蔵庫 自動販売機 冷水機 製氷機 病院用特殊機器(検査器、血液保存庫など)
その他	地下鉄構内	空調機器(ターボ冷凍機など)
	列車	列車空調機 など
	輸 送	冷凍車の貨物室、大型特殊自動車、小型特殊自動車、被牽引車 など
	冷凍・冷蔵倉庫	冷凍倉庫用空調機(スクリーン冷凍機など)
	船舶	船舶用エアコン、鮮魚冷凍庫(スクリーン冷凍機など)
	ビニールハウス	ハウス用空調機(GHP)など

IV. 関係主体別の義務・遵守事項

1. 関係者に共通する事項

フロン回収・破壊法においては、「何人も、みだりに特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を大気中に放出してはならない。(法第38条)」ことが規定されている。(罰則規定 法第55条1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)

第一種特定製品である業務用冷凍空調機器を廃棄する場合には、当該第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を、第一種フロン類回収業者に引き渡さなければならない「引渡義務」が課されている。(法第19条)

業務用冷凍空調機器の整備に際して、第一種フロン類回収業者に回収させたフロン類は、当該機器に再充てんされたものを除き、第一種フロン類回収業者に引き渡さなければならない「引渡義務」が課されている。(法第18条の2)

廃棄する場合に加え、今回の法改正により「整備時」についても、「フロン類の回収等の費用」については、機器の使用者・所有者が負担することとされている。

2. 機器の使用者、所有者等(廃棄等実施者、整備発注者、)

業務用冷凍空調機器の所有者等は、場合に応じ「廃棄しようとする者」「整備を発注する者」に該当し、フロン類の回収に関する義務を果たさなければならない。(機器の管理全般を管理会社等他の者に委託している場合等は、当該管理会社等が「整備を発注する者」となる。)

(1)機器を廃棄、譲渡するにあたって

フロン回収・破壊法では、第一種特定製品である業務用冷凍空調機器の廃棄等を実施する者(廃棄等実施者)に対し、フロン類を第一種フロン類回収業者に引き渡す義務などが課されている。

今回の法改正により、機器を廃棄する場合に加え、当該機器の部品や材料を再利用することを目的として、再資源化・マテリアルリサイクル業者に譲渡する場合も同様の義務が課されることとなった。

なお、機器を中古品としてそのまま再利用(リユース)する場合は廃棄等に該当しないが、再利用する者が廃棄の等を行おうとする場合には、再利用する者が「廃棄等実施者」に該当することとなる。

機器の廃棄等を実施しようとする者は、以下のような義務を果たす必要がある。

第一種フロン類回収業者に対するフロン類の引渡義務。(法第19条)

直接第一種フロン類回収業者に依頼するほか、建設業者や販売店など、他の者にフロン類の引渡しを委託することも可能。

特定解体元請業者による業務用冷凍空調機器の設置の有無の確認に対する協力。協力とは図面の提供や施設への立入、電源の供給など。(法第19条の2第2項)

フロン類の引渡しをフロン類回収業者に直接委託する場合は所定の書面(回収依頼書)を交付(法第19条の3第1項)

フロン類の引渡しをフロン類回収業者の登録を持たない建設業者、解体業者、販売店等に委託する場合は、委託確認書を交付。(法第19条の3第2項)

フロン類の引渡しを委託した者が、再委託を行おうとする場合は、あらかじめ廃棄等実施者が書面で承諾(再委託承諾書)することが必要。(法第19条の3第4項)

フロン類回収が終了すると、フロン類回収業者から引取証明書が送付される。所定の期間内に引取証明書が届かなかった場合や、虚偽の記載があった場合は、都道府県知事に報告。(法第20条の2第4項)

- ・直接依頼した場合、機器の入れ替え等の場合は30日以内
 - ・建物解体(一部のリフォームなども含む)の場合は90日以内
- 委託確認書、引取証明書等の写しの保存(3年)

「フロン類の回収等の費用」については、廃棄等実施者が負担する。(法第37条第2項)

(2)機器の整備等にあたって

機器の整備等とは、機器の通常の定期的なメンテナンスや、故障時の修理などがある。機器のメンテナンスや故障時の修理などは、通常、機器の購入先や整備業者等に委託、依頼することが多いと考えられ、整備の発注時点ではフロン類の回収が必要であるかどうかの判断は困難であると考えられる。このため、整備時における第一種フロン類回収業者への引渡義務は、実際の整備を行う者(第一種特定製品整備者)に課されている。(法第18条の2)

「第一種特定製品整備者」とは実際に整備を行う者であり、業として機器の整備等を行う者だけでなく、機器の所有者や使用者なども整備を行えば「第一種特定製品整備者」となる。冷凍、冷蔵倉庫や工場の製造プロセスなどでは、事業者が自ら機器の整備・メンテナンスを実施しているケースが多いと考えられるが、これらの場合、自らが「第一種特定製品整備者」となる。

「フロン類の回収等に関する費用」の負担については、機器の整備費用の負担と同様に、機器の所有者等が、整備の発注者として負担すべきものとして規定している。(法第37条第5項)業務用の機器はリース契約を利用している場合などは、機器の所有者はリース会社となることが考えられる。この場合の責任の所在は、リース契約においてメンテナンス契約を含めているか、故障の際の対応をどのように定めているかによる。

機器の整備時には行程管理制度の適用はない。

機器の整備時(メンテナンス、修理等)で、機器の整備者(実際に機器の整備を行う者)が果たすべき役割は以下がある。

フロン類を回収する必要がある場合、自ら第一種フロン類回収業者の登録を受けて回収を行う。
(法第18条の2第1項)

もしくは(機器の整備者が第一種フロン類回収業者を登録していない場合)、第一種フロン類回収業者へ委託、および、引渡義務。(法第18条の2第1項、第3項)

3. 業務用冷凍空調機器の設備工事業者

業務用冷凍空調機器の設置、据付け、電源工事、配管工事等を行う工事業者は、専門の設備工事業者の他、機器の販売、修理、建設工事関係者などが考えられ、フロン類回収を行う者の多くは設備工事関係者の事業者となっている。

法改正により、整備時についてもフロン類の回収が義務づけられている。機器の設備工事に伴い、フロン類の回収(抜き取り)行為を行う場合は、第一種フロン類回収業者として都道府県知事への登録が必要となる。第一種フロン類回収業者にはフロン類回収の中核として様々な規定がある。(第2章 IX 34～54ページ参照)

4. 解体工事等の受注者(建設工事業者、リフォーム工事業者、解体工事業者、産業廃棄物処分業者など)

建築物の解体工事等の際には、建物内にフロン類が充てんされたままの業務用冷凍空調機器が設置・存置されている場合があり、そのまま解体工事に着手すると機器中のフロン類が大気中に放出されるおそれがあるため、フロン類の回収が必要となる。フロン回収・破壊法第38条の「みだり放出禁止規定」は全ての者に適用されるものであり、機器を工事作業者が重機などで破壊しフロン類を排出させれば、罰則適用の対象となる。

建て替え、解体工事、リフォーム工事等を受注する際には、フロン類が充てんされている業務用冷凍空調機器の有無を調査・確認し、機器が有る場合には、フロン類の回収が行われるよう適切に措置することが必要となる。

フロン回収・破壊法では、業務用冷凍空調機器に充てんされているフロン類について、廃棄等を実施する者がフロン類を回収業者へ引き渡す義務を課しており、引き渡しを他の者に委託することもできる。フロン類の引き渡しの委託を受けた者は、第一種フロン類引渡受託者となる。

解体工事等を受注する者が果たすべき役割は以下のようなものがある。

建物等の解体工事を請け負おうとする場合には、第一種特定製品の有無について事前調査・確認し、発注者に書面(事前確認書)で説明する。(法第19条の2)

上記の調査の結果、フロン類の充てんされた機器が無い場合か、発注者が自ら、又は直接フロン類回収業者に依頼してフロン類の回収が行われたこと(フロン類の引き渡しが行われたこと)が確認できれば、解体工事等を受注する者にはそれ以上の義務は発生しない。

上記の調査の結果、フロン類が充てんされた機器が有り、フロン類の回収(フロン類の回収業者への引き渡し)を含めて解体工事を請け負う場合は「第一種フロン類引渡受託者」となり、発注者から「委託確認書」の交付を受けなければならない。(法第19条の3第2項)

交付を受けた委託確認書は、フロン類回収業者(再委託する場合は再委託先)に回付する必要がある。(同条第5項、第6項)

フロン類の回収(回収業者への引き渡し)の再委託を行う場合は、あらかじめ発注者(廃棄等実施者)が再委託を承諾する旨の書面(再委託承諾書)の交付を受けること。(同条第4項)

委託確認書の写し、および再委託承諾書を保存。(3年)

フロン類の回収業者への引き渡し、委託確認書の回付は速やかに行う必要がある(再委託の場合も同様)。

委託確認書を発注者が交付してから一定期間内に引取証明書が届かない場合や虚偽の記載があった場合は、発注者から都道府県知事に報告される。

5. 機器の整備、メンテナンス業者

機器の整備、メンテナンスを行う際にも、フロン類の抜き取り行為を行う場合には、フロン類の回収業者への引き渡し義務が課された。第一種フロン類回収業者として都道府県知事への登録をして作業を行うか、フロン類の引き渡しを回収業者へ依頼することが必要となる。

機器の設備工事・設置工事業者、電気機械器具修理業者、機器の販売店などは、機器の整備、メンテナンスを行う事業者が該当することがある。また、冷凍倉庫、工場等で設置されている機器の整備等を自社で行っている場合も該当することがある。

従来、機器の整備等に際してフロン類の抜き取り行為を行っていた者は、改正法施行後3ヶ月以内(平成19年12月31日まで)に第一種フロン類回収業者の登録が必要で、これを過ぎると法令違反となる。

第一種フロン類回収業の登録を受けた整備者が果たすべき役割は以下がある。

機器の整備時にフロン類の抜き取りを行い、当該機器に再充てんされなかったフロン類についての引取義務。(法第18条の2第2項、第4項)

整備時に回収したフロン類については、廃棄時とは区別して記録・保存し、毎年都道府県知事に報告。(法第22条第1項、第3項)

第一種フロン類回収業者として課されているフロン類の引取り義務、記録、保存、報告等の諸規定の遵守。

なお、「2. 機器の使用者、所有者等(整備発注者、廃棄等実施者)(2)機器の整備にあたって」(7頁参照)を併せて確認すること。

6. 機器の販売業者、メーカー、リース業者

業務用冷凍空調機器の販売業者、メーカー(系列の販売、サービスなど)は、日常業務として機器の整備、メンテナンスを行う場合があることから、「5. 機器の整備、メンテナンス業者」としての役割を果たす必要がある。

機器のリース業者は、リース契約の内容によっては機器の所有者として整備発注者、廃棄等実施者となり、「2. 機器の使用者、所有者等(整備発注者、廃棄等実施者)」としての役割を果たす必要がある。

機器の入れ替え時に、所有者等から古い機器の引き取り(廃棄、下取り)を依頼された場合、併せて第一種フロン類引渡受託者となる。また、引き取った機器を中古品として取り扱う場合には、「7. 中古機器の取扱業者、スクラップ、再資源化事業者等」としての役割を果たす必要がある。

7. 中古機器の取扱業者、スクラップ、再資源化事業者等

業務用冷凍空調機器を有償で引き取る場合にあっても、引き取った機器を再び業務用冷凍空調機器として使用せず、部品等としてリサイクルされる場合は、機器の元の所有者がフロン類の回収(回収業者への引き渡し)を行う必要がある。

業務用冷凍空調機器の引き取りと併せて、フロン類の回収も受託する場合は、第一種フロン類受託者となり、依頼者から委託確認書の交付を受ける必要がある他、第一種フロン類引渡受託者としての義務が課せられる。

引き取った業務用冷凍空調機器を、そのまま業務用冷凍空調機器として再利用(リユース)する場合は、再販するまでは引き取った業者が、再販後は購入者が所有者となり、「2. 機器の使用者、所有者等(整備発注者、廃棄等実施者)」としての役割が生じる。

機器をリユースする場合でも、一体型のショーケース、冷凍冷蔵庫等を除き、別置型のショーケースや冷凍冷蔵庫、フロン類が追加充てんされているパッケージエアコンなど、室外機と分離型になっている機器類は引き取り、移設する前にフロン類の回収が必要となる。

フロン回収・破壊法第38条の「みだり放出禁止規定」は全ての者に適用されるものであり、適切な処置を講ずることなくフロン類を排出させれば、罰則適用の対象となる。

8. フロン類を運搬する事業者

フロン回収・破壊法においては、フロン類の運搬の規定が定められている。運搬の規定はフロン類回収業者だけでなく、委託を受けて運搬のみを行う事業者にも適用される。(法第21条第2項)

9. フロン類回収業者

第一種フロン類回収業者にはフロン類回収の中核として様々な規定がある。第2章を参照されたい。

10. フロン類破壊業者

フロン類破壊業者は、フロン類回収業者からフロン類の引き取りを求められた場合の引取義務等がある。

フロン類破壊業者向けには、別途「フロン類破壊に関する運用の手引き」を作成しているので、必要に応じ、参照されたい。

11. 都道府県知事

都道府県知事は、廃棄等実施者(業務用冷凍空調機器の使用者、所有者等)、引渡受託者(建設工事業者、解体工事業者等)、整備者(機器の整備を行うメーカーサービス部門等)、フロン類回収業者に対し、立入検査を行うことができる。(法第44条)

更に、必要に応じ指導、助言、勧告、命令等の措置や、回収業者の登録の取消し等の措置を講ずることができる。これらの法担保措置については次頁にまとめているので参照されたい。(法第23条、第24条、第43条、第34条)

また、毎年回収業者から報告されるフロン類回収量等を取りまとめ、環境大臣、経済産業大臣に通知する等の役割がある。

12. その他

(1)罰 則

表 フロン回収・破壊法における担保措置

義務者	フロン回収破壊法の義務	指導・助言	勧告・命令	罰則
すべての者	フロン類の放出の禁止(38条)			1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
廃棄者	廃棄者の引渡義務(19条)	指導・助言	勧告・命令	命令違反 50万円以下の罰金
	廃棄者の回収業者への書面交付義務(19条の3・1項)		勧告・命令	命令違反 50万円以下の罰金
	廃棄者の受託者への委託確認書交付義務(19条の3・2項)		勧告・命令	命令違反 50万円以下の罰金
	廃棄者の書面及び委託確認書の写しの保存義務(19条の3・3項)		勧告・命令	命令違反 50万円以下の罰金
	廃棄者の引取証明書保存義務(20条の2・3項)		勧告・命令	命令違反 50万円以下の罰金
	問題があった場合における廃棄者の都道府県知事への報告義務(20条の2・4項)		勧告・命令	命令違反 50万円以下の罰金
受託者 (間を取り次ぐ者)	受託者の再委託時における遵守事項(19条の3・4項)		勧告・命令	命令違反 50万円以下の罰金
	受託者の再委託者への委託確認書回付義務(19条の3・5項)		勧告・命令	命令違反
	受託者の回収業者への委託確認書回付義務(19条の3・6項)		勧告・命令	命令違反 50万円以下の罰金
	受託者の委託確認書の写しの保存義務(19条の3・7項)		勧告・命令	命令違反 50万円以下の罰金
	受託者の引取証明書保存義務(20条の2・5項)		勧告・命令	命令違反 50万円以下の罰金
回収業者 (業登録の義務者)	都道府県知事の登録を受ける義務(9条)			1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	都道府県知事への変更届出提出義務(13条)			30万円以下の罰金
	都道府県知事への廃業届出提出義務(15条)			10万円以下の過料
	登録取消、6ヶ月以内の業務の停止命令(17条)			1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
回収業者 (業を行う者としての義務)	回収業者の引取義務(20条1項)	指導・助言	勧告・命令	50万円以下の罰金
	回収業者の回収基準遵守義務(20条2項)		勧告・命令	50万円以下の罰金
回収業者 (行程管理最終到達者)	回収業者の廃棄者への引取証明書交付義務、写し保存義務(20条の2・1項)		勧告・命令	命令違反 50万円以下の罰金
	回収業者の受託者への引取証明書交付義務、廃棄者への引取証明書写し回付義務、写し保存義務(20条の2・2項)		勧告・命令	命令違反 50万円以下の罰金
回収業者 (整備時の回収)	回収業者の回収基準遵守義務(18条の2・2項)		勧告・命令	命令違反 50万円以下の罰金
	回収業者の引取義務(18条の2・4項)	指導・助言	勧告・命令	命令違反 50万円以下の罰金
整備者	整備者のフロン回収業者への委託義務(18条の2・1項)	指導・助言	勧告・命令	命令違反 50万円以下の罰金
	整備者の引渡義務(18条の2・3項)	指導・助言	勧告・命令	命令違反 50万円以下の罰金
工事を請け負う者 (説明義務者)	特定解体工事元請業者の確認・説明義務(19条の2)	指導・助言		

: 今回の法改正で追加した部分

今回の改正において、第一種特定製品を整備する際の諸義務(第18条の2)、解体工事時の説明義務(第19条の2)及び行程管理制度(第19条の3及び第20条の2)が創設されることに伴い、これらの義務に係る担保措置を新たに導入するとともに、現行法で担保措置が設けられていない第一種特定製品廃棄等実施者のフロン類引渡義務(第19条)について、担保措置が新たに導入された。

また、法律上の義務対象者及び担保措置対象が増えることに伴い、報告徴収(第43条)、立入検査(第44条)の対象が追加された。

～ 第2章 ～ (個別事項の解説)

V. 定義

[法第二条]

この法律において「フロン類」とは、クロロフルオロカーボン及びハイドロクロロフルオロカーボンのうち特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(昭和六十三年法律第五十三号)第二条第一項に規定する特定物質であるもの並びに地球温暖化対策の推進に関する法律第二条第三項第四号に掲げる物質をいう。

2 この法律において「第一種特定製品」とは、次に掲げる機器のうち、業務用の機器(一般消費者が通常生活の用に供する機器以外の機器をいう。)であって、冷媒としてフロン類が充てんされているもの(第二種特定製品を除く。)をいう。

一 エアコンディショナー

二 冷蔵機器及び冷凍機器(冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機を含む。)

3～4

5 この法律において「第一種特定製品の廃棄等」とは、第一種特定製品を廃棄すること又は第一種特定製品の全部若しくは一部を原材料若しくは部品その他製品の一部として利用することを目的として有償若しくは無償で譲渡することをいう。

[省令第一条第二項]

2 第一種特定製品の種類は、次のとおりとする。

一 エアコンディショナー

二 冷蔵機器及び冷凍機器

(1) フロン回収・破壊法において対象となる業務用冷凍空調機器(第一種特定製品)は、業務用として製造、販売された機器であって、冷媒としてフロン類が充てんされているエアコンディショナー、冷蔵機器、冷凍機器をいう。詳細及び例示を4、5頁に記載しているため、参照されたい。
(法第2条第2項)

(2) 今回の法改正により、業務用冷凍空調機器そのものを廃棄する場合に加え、機器を「冷凍空調機器」として本来の目的では使用せず、当該機器の全部又は一部を原材料(鉄や銅、アルミ等の再利用)や部品その他製品の一部として再利用する(再資源化)ことを目的としてリサイクル業者等に機器を有償もしくは無償で譲渡する場合についても、フロン回収業者によるフロン類の回収が義務付けられている。(法第2条第5項)

リサイクル業者等が、使用済みの業務用冷凍空調機器を有価で買い取り、当該機器の部品や金属材料を抽出し、販売するような場合も、本法に基づきフロン類の回収が義務付けられている。なお、業務用冷凍空調機器の使用者、所有者が、使用を終えた製品の処分として考えられるのは、廃棄、リサイクル業者への譲渡、再使用(中古品)を目的とした譲渡が考えられるが、再使用の場合は、譲渡された人(中古機器の購入者)が新たな使用者・所有者となる。(法第2条第5項)

中古機器の購入者が、当該機器を販売せず、廃棄等を行うこととなった場合は、その中古機器の購入者が「第一種特定製品廃棄等実施者」となる。

今回の法改正に伴う、省令の改正により、第一種特定製品の種類は、「エアコンディショナー」、「冷蔵機器及び冷凍機器」の2種類となり、従来の「フロン類の充てん量が50キログラム以上の第一種特定製品」を削除している。

これにより、第一種フロン類回収業者の報告は、改正法施行(平成19年10月)以降、2種類の区分により報告することとなる。この改正に伴い、省令第2条第2項(回収業者の登録の申請)、様式(回収業者登録の申請、回収量の報告等)についても改正している。

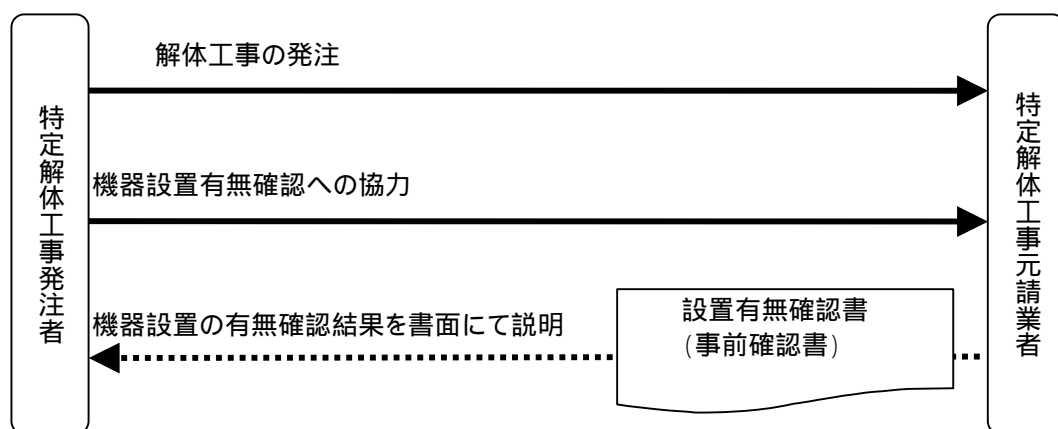
なお、回収業者の登録の基準(省令第3条)では、引き続き50キログラム以上の特定製品からのフロン類を回収する場合の規定が設けられているので注意いただきたい。なお、フロン類回収業者の登録の詳細については回収業者に関する解説46～53ページに記載しているので参照されたい。

VI. 特定解体工事元請業者の確認及び説明

〔法第十九条の二〕

建築物その他の工作物(当該建築物その他の工作物に第一種特定製品が設置されていないことが明らかなものを除く。)の全部又は一部を解体する建設工事(他の者から請け負ったものを除く。)を発注しようとする者(以下この条及び第五十二条第一項において「特定解体工事発注者」という。)から直接当該建設工事を請け負おうとする建設業(建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二条第二項に規定する建設業をいう。)を営む者(以下「特定解体工事元請業者」という。)は、当該建築物その他の工作物における第一種特定製品の設置の有無について確認を行うとともに、当該特定解体工事発注者に対し、当該確認の結果について、主務省令で定める事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

2 前項の場合において、特定解体工事発注者は、特定解体工事元請業者が行う第一種特定製品の設置の有無についての確認に協力しなければならない。



特定解体工事元請業者

ア. 発注者から直接建物解体を請け負おうとする場合、第一種特定製品が設置されているか否かを確認し、建物解体を発注しようとする者(特定解体工事発注者)に対し、書面(事前確認書)¹にて当該製品の設置の有無について説明しなければならない。ただし、「第一種特定製品が設置されていないことが明らかなもの²」は除く。

1 主務省令で定める事前確認書の記載内容

(特定解体工事元請業者が特定解体工事発注者に交付する書面に記載する事項を定める省令第二条)

書面の交付年月日

特定解体工事元請業者の氏名又は名称及び住所

特定解体工事発注者の氏名又は名称及び住所

特定解体工事の名称及び場所

建築物その他の工作物における第一種特定製品の設置の有無の確認の結果

様式については、法令で定められたものではなく、上記項目が満たされていれば任意の様式でよい。なお、法令で定める事項を満たした書面の様式は、例えば、フロン回収推進産業協議会が発行するものがある。

〔フロン回収推進産業協議会(INFREP) 電話:03-5842-2380 URL:http://www.infrep.jp〕

2「第一種特定製品が設置されていないことが明らかなもの」の例

解体対象の建物が「東屋」のような場合

発注者から、既にフロンを回収した「引取証明書」又はその写しを明示された場合

イ. 建設リサイクル法では、第12条第1項で、対象工事を発注しようとする者から直接工事を請け負

おうとする建設業を営む者は、当該発注しようとする者に対し、所定の事項を記載した書面を交付して説明する義務が課されている。改正フロン回収・破壊法第19条の2に基づく第一種特定製品の設置の有無の確認規定とは独立しているが、事業者が現場で調査、説明を行う上では、一体的に運用されることが効率的と考えられる。また、上記の建設リサイクル法上の規定が適用される対象工事は、所定の規模以上(建設リサイクル法第9条及び同法施行令第2条 建築物に係る解体工事の場合は80㎡以上、リフォーム等の場合は請負金額が1億円以上)のものが対象とされているが、フロン回収・破壊法においては規模の如何にかかわらず、諸規定が適用されるので留意する必要がある。

特定解体工事発注者

特定解体工事元請業者が実施する機器設置の有無の確認に対し、協力をしなければならない。協力とは、例えば、確認のために建物内に入ることの許可や図面の提供等である。

【ポイント】

日常的に機器の廃棄等を行うことが少ない廃棄者(ビルオーナー等)に対し、日常的に建設・解体工事を請け負っている事業者(ゼネコン、解体業者等)が、フロン類を含む業務用冷凍空調機器の確認・説明を行うことで、廃棄者の責任を認識させ、フロン類の回収委託が明示的、適切に行われる。

建設リサイクル法においても同様の規定がある。一体的な運用が可能となるように制度設計。

「全部又は一部を解体する工事」には裾切りがない。リフォーム等においても「一部を解体する工事」に該当し、機器設置の有無の確認等が必要となる。

(建設リサイクル法における事前届出の要件とは別である。)

解体工事を伴わない、機器のみの入れ替え等の場合は、本項は適用されない。しかし、機器の入れ替えの際、入れ替えを行う業者から廃棄等実施者に対し、フロン回収が必要である旨説明があることが望ましい。

本項に基づく業務用冷凍空調機器の設置の確認の際に、元請け業者から回収業者へ連絡されることが望ましい。初期段階で回収が必要な業務用冷凍空調機器の詳細を確認され、確実なフロン回収が可能となる。

法令では必要な記載事項のみを定め、様式は定めないが、業界が横断的に共通の様式を作成している。

VII. 行程管理制度

1. 行程管理制度とは

今回の法改正により、行程管理制度が導入された。行程管理制度とは、廃棄等実施者が自ら又は他の者に委託して回収業者にフロン類を引き渡す場合、回収業者へのフロン類引渡しが履行されるようにするため、必要な事項を記載した書面を交付しなければならない、他の者に委託し広範な関係者を介する場合でも書面を回収業者まで回付しなければならない、また、フロン類を引き取った回収業者は引取り証明書を廃棄等実施者に交付しなければならないなど、フロン類の引渡しが途切れず、あいまいにならないよう、書面で管理する制度である。

(1) 制度の概要(19頁 フロー図参照)

フロン類の回収を確実に実施するためには、フロン類回収に関わる関係者のそれぞれの役割を明確にし、フロン類回収に関する引渡し等の役割を認識し確実に履行することが重要であり、以下のような一連の規定により、フロン類引渡しに係る発注が途中で途切れることがないようにするとともに、廃棄等実施者がフロン類の引渡しの進捗状況を確認できるようにした。

廃棄等実施者はフロン類を自ら回収業者に引き渡すときは、回収業者に必要事項を記載した書面(回収依頼書)を交付するとともに、写しを保存。(法19条第1項、第3項)

廃棄等実施者はフロン類の引渡しを他の者に委託するときは、当該委託に係る契約の受託者に必要事項を記載した書面(委託確認書)を交付するとともに写しを保存。(法第19条第2第、3項)

廃棄等実施者からの委託を受けた者(再委託を受けた者から順次再委託を受けた者を含む)が他の者に再委託する場合には、委託する者は委託確認書に必要事項を記載し受託者に回付する。その際には、廃棄等実施者の承諾を得なくてはならない。(法第19条の3第4項及び第5項)

受託者がフロン類を回収業者に引き渡すときは、委託確認書を回収業者に回付するとともに、写しを保存。(法第19条の3第6項及び第7項)

回収業者は回収依頼書又は委託確認書の交付を受けた場合には速やかにフロン類の回収を行い、引取り証明書を廃棄等実施者及び引渡受託者(委託確認書の場合)に交付(又は送付)するとともに写しを保存。(法第20条の2)

(2) 期待される効果

行程管理制度の導入により、次のような効果が期待される。

廃棄等実施者が第三者に回収業者へのフロン類引渡しを委託する場合に、書面が交付されることにより、委託関係が当事者間で明確となり、「委託されたかが曖昧」「関係者の認識に齟齬がある」といった従来の実態が改善される。

廃棄等実施者及び受託者に委託確認書等の保存義務を課したことにより、都道府県知事は、廃棄等実施者がフロン類の引渡しを第三者に委託したものの、適切に回収が行われなかった場合でも、その経路を保存されている書面によって確認することが可能となり、受託者又は廃棄等実施者のどこに問題があったかを把握することが可能になる。

さらに、第一種特定製品の廃棄を伴う何らかの作業を廃棄等実施者から委託又は発注された者が、当該廃棄等実施者からフロン類引渡しに係る委託は明示的に受けていない場合であっても、このものはいずれ回収業者にフロン類を引き渡す際に書面(回収依頼書又は委託確認書)が必要となるため、廃棄等実施者に対し当該書面の交付を要請する必要に迫られ、結果的に廃棄等実施者にフロン回収・破壊法上の義務内容を喚起するといった副次的効果も期待される。

(3) 関連事項

業務用冷凍空調機器のフロン類回収に関する仕組みとしては、従来から回収業者が中心となり自主的に実施していた仕組みや、産業廃棄物のマニフェスト制度と一体的に実施していたケース(自動販売機など)が存在したが、業務用冷凍空調機器のフロン類回収率の向上を図るため、法令により制度を義務付けたものである。

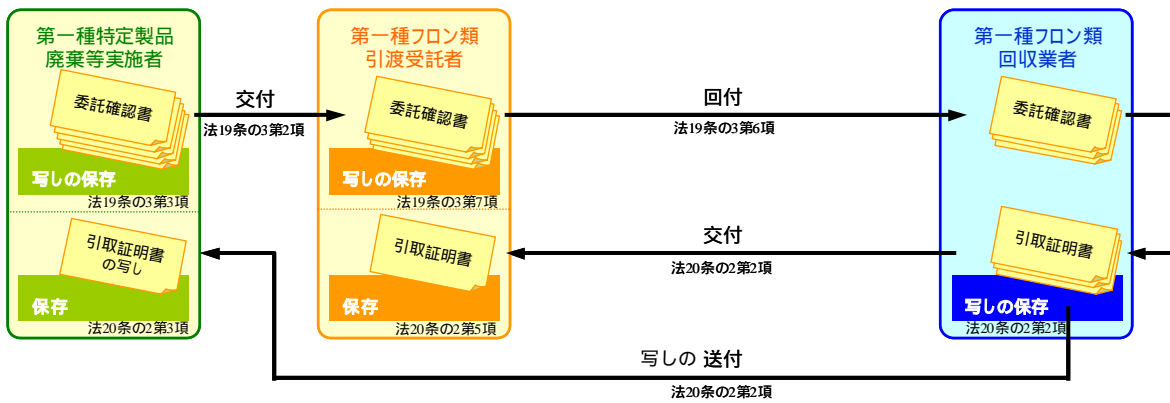
改正法における行程管理制度は、フロン類回収率の向上を趣旨として制度化したものであるため、回収業者までを制度の範囲としているが、事業者が回収したフロン類の再利用、破壊等に至るまでの運用を否定するものではなく、こうした運用がなされることも期待される。

行程管理制度のフロー図

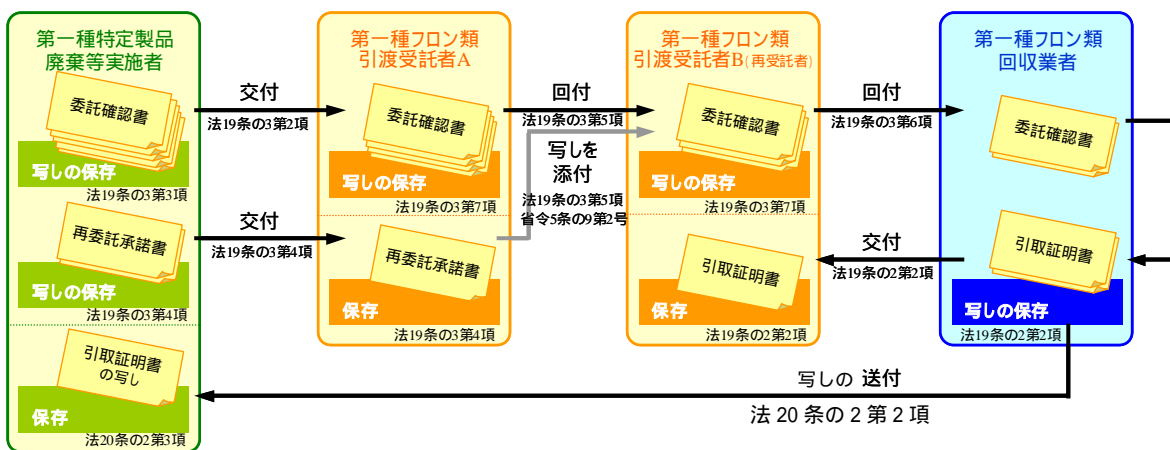
フロン類回収業者へ直接フロン類を引き渡す場合



フロン類の引き渡しを委託する場合



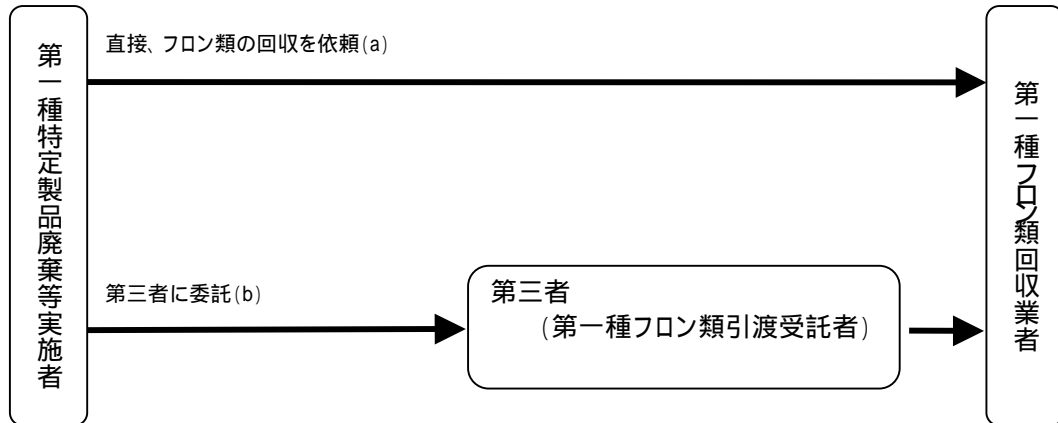
フロン類の引き渡しを再委託する場合



2. 第一種特定製品廃棄等実施者の引渡義務

(法第十九条)

第一種特定製品の廃棄等を行おうとする者(以下「第一種特定製品廃棄等実施者」という。)は、自ら又は他の者に委託して、第一種フロン類回収業者に対し、当該第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を引き渡さなければならない。



第一種特定製品廃棄等実施者

ア. 第一種特定製品の廃棄等³を行おうとする場合、機器に充てんされているフロン類の回収を「第一種フロン類回収業者」に依頼(a)しなければならない。もしくは、第三者に委託して回収業者にフロン類の回収を依頼(b)しなければならない。なお、あくまでもフロン類を引き渡す相手はフロン類回収業者である。引取証明書の交付、送付を受け、保存することにより、回収業者への引渡しを終了したことを証明できるようにしておくことが必要。

イ. なお、業務用冷凍空調機器の使用者、所有者が、使用を終えた製品の処分として、再使用(中古品)を目的として中古機器の取扱業者等へ譲渡する場合は「廃棄等」には該当せず、譲渡された人(中古機器の購入者)が新たな使用者、所有者となる。

中古機器の購入者が当該機器を販売せず、廃棄等を行うこととなった場合は、その中古機器の購入者が「第一種特定製品廃棄等実施者」となる。

3「第一種特定製品の廃棄等」

機器そのものを廃棄する場合

機器を「冷凍空調機器」として本来の目的では使用せず、当該機器の全部または一部を原材料(鉄や銅、アルミ等の再利用)や部品その他製品の一部として利用する(再資源化)ことを目的として、機器をリサイクル業者等に有償もしくは無償で譲渡する場合

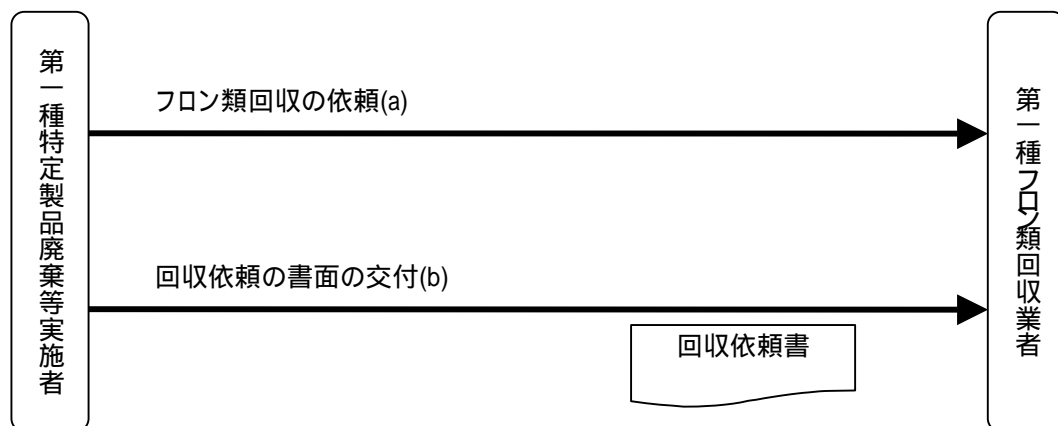
3. 第一種特定製品廃棄等実施者による書面の交付等

(1) 第一種特定製品廃棄等実施者が直接第一種フロン類回収業者へフロン類の回収を依頼する場合

〔法第十九条の三第一項〕

第一種特定製品廃棄等実施者は、その第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を自ら第一種フロン類回収業者に引き渡すときは、主務省令で定めるところにより、当該第一種フロン類回収業者に次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

- 一 第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所
- 二 引渡しに係るフロン類が充てんされている第一種特定製品の種類及び数
- 三 引渡しを受ける第一種フロン類回収業者の氏名又は名称及び住所
- 四 その他主務省令で定める事項



第一種特定製品廃棄等実施者

ア. フロン類回収業者へフロン類を引き渡す場合、書面(回収依頼書)⁴を交付する。

第一種フロン類回収業者が2以上ある場合は、回収業者ごとに交付する。(省令第5条の2第1号)

記載事項に相違がないことを確認の上、交付すること。(省令第5条の2第2号)

フロン類を第一種フロン類回収業者に引き渡す際(事前または同時)に交付すること。(省令第5条の2第3号)

イ. 当該書面の写しを保存しなければならない。

交付をした日から3年間保存。(省令第5条の6)

4 当該書面の記載事項

第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所

引渡しに係るフロン類が充てんされている第一種特定製品の種類及び数

引渡しを受ける第一種フロン類回収業者の氏名又は名称及び住所

当該書面の交付年月日(省令第5条の3第1号)

第一種特定製品の所在⁵(省令第5条の3第2号)

引渡しを受ける第一種フロン類回収業者の登録番号(省令第5条の3第3号)

様式については、法令で定められたものはない。

なお、法令で定める事項を満たした書面の様式は、例えば、フロン回収推進産業協議会が発行するものがある

【フロン回収推進産業協議会(INFREP) 電話:03-5842-2380 URL:<http://www.infrep.jp>】

5 第一種特定製品の所在

所在とは、廃棄等実施者が指定する住所、建物内の位置等で、回収業者が機器の引取りまたはフロン類の回収のために向かう場所のこと

(2)第一種特定製品廃棄等実施者が、第一種フロン類回収業者へのフロン類の回収を他の者に委託する場合

〔法第十九条の三第二項、第三項、第六項、第七項〕

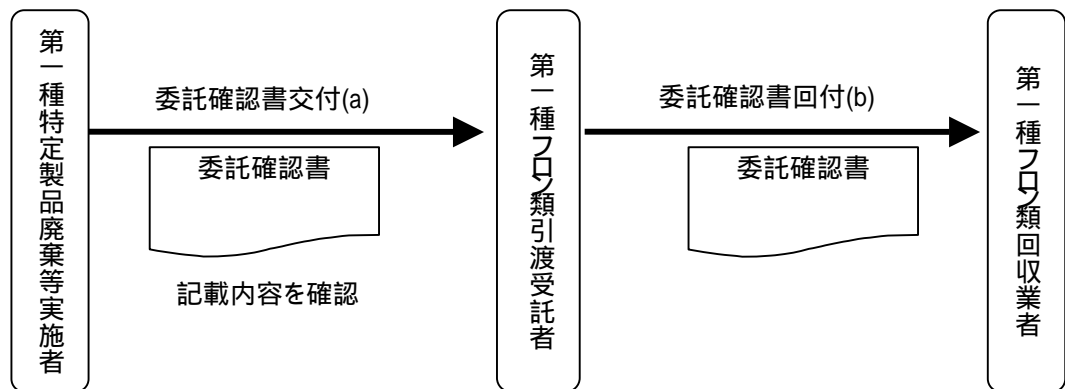
2 第一種特定製品廃棄等実施者は、その第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の第一種フロン類回収業者への引渡しを他の者に委託する場合(当該フロン類の引渡しに当たって当該フロン類に係る第一種特定製品を運搬する場合において、当該第一種特定製品の運搬のみを委託するときを除く。)において、当該引渡しの委託に係る契約を締結したときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、当該引渡しの委託を受けた者に次に掲げる事項を記載した書面(以下この条及び次条第一項において「委託確認書」という。)を交付しなければならない。

- 一 第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所
- 二 引渡しに係るフロン類が充てんされている第一種特定製品の種類及び数
- 三 引渡しの委託を受けた者の氏名又は名称及び住所
- 四 その他主務省令で定める事項

3 第一種特定製品廃棄等実施者は、第一項の規定による書面の交付又は前項の規定による委託確認書の交付をする場合においては、当該書面の写し又は当該委託確認書の写しをそれぞれ当該交付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

6 第一種フロン類引渡受託者は、当該委託に係るフロン類を第一種フロン類回収業者に引き渡すときは、主務省令で定めるところにより、当該フロン類に係る委託確認書に主務省令で定める事項を記載し、当該第一種フロン類回収業者に当該委託確認書を回付しなければならない。

7 第一種フロン類引渡受託者は、前二項の規定による委託確認書の回付をする場合においては、当該委託確認書の写しを当該回付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。



第一種特定製品廃棄等実施者

ア. 第一種フロン類引渡受託者に、委託確認書⁶を交付(a)する⁷。

イ. 委託確認書の写しを保存しなければならない。

保存期間は委託確認書を交付した日から3年間(省令第5条の6)

6 主務省令で定める委託確認書の記載内容

- 第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所
- 引渡しに係るフロン類が充てんされている第一種特定製品の種類及び数
- 引渡しの委託を受けた者の氏名又は名称及び住所
- 当該書面の交付年月日(省令第5条の5第1号)
- 第一種特定製品の所在(省令第5条の5第2号)

7 委託確認書の交付の方法

- 第一種フロン類引渡受託者が2以上ある場合は、引渡受託者ごとに交付する(省令第5条の4第1号)
- 委託確認書に記載されている「第一種特定製品の種類及び数並びに引渡しの委託を受けた者の氏名又は名称及び住所」に相違がないか確認のうえ、交付する(省令第5条の4第2号)

第一種フロン類引渡受託者

ア. フロン回収を第一種フロン類回収業者へ依頼する場合は、委託確認書⁸を回付(b)⁹する。(法第19条の3第6項、第7項)

イ. 委託確認書の写しを保存しなければならない。
当該書面を回付した日から3年間保存(省令第5条の13)

8 委託確認書に追記する事項(省令第5条の12)

委託確認書の回付年月日

第一種フロン類回収業者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号

様式については法令で定められたものはない。

なお、法令で定める事項を満たした書面の様式は、例えば、フロン回収推進産業協議会が発行するものがある

【フロン回収推進産業協議会(INFREP) 電話:03-5842-2380 URL:<http://www.infrep.jp>】

9 委託確認書の回付方法事項(省令第5条の11)

委託確認書に記載されている「第一種特定製品の種類及び数並びに第一種フロン類回収業者の氏名又は名称及び住所」に相違がないか確認のうえ、委託確認書を回付する

(3)再委託承諾書の交付(フロン類の引渡しを再委託する場合)

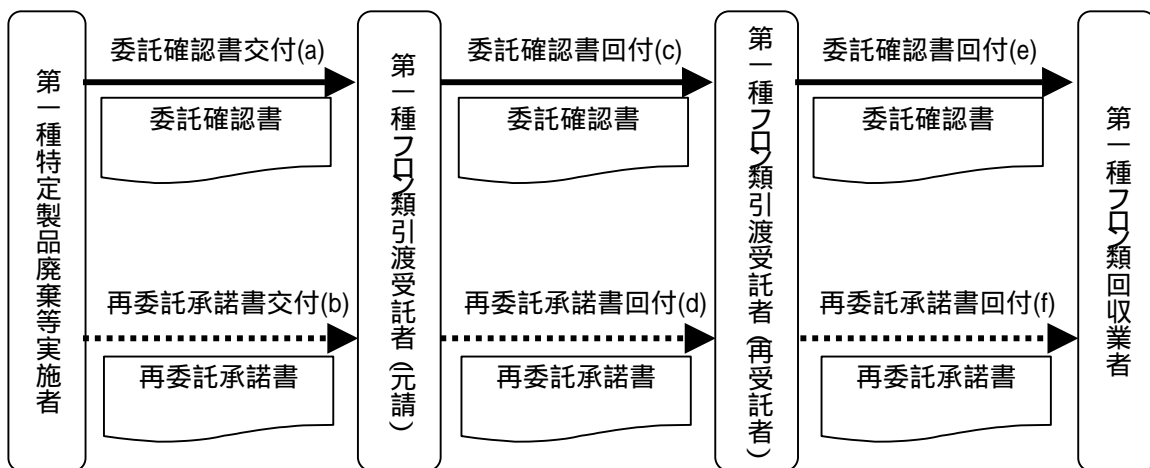
(法第一九条の三第四項～第七項)

4 第一種特定製品廃棄等実施者から第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の第一種フロン類回収業者への引渡しの委託を受けた者(当該委託に係るフロン類につき順次行われる第一種フロン類回収業者への引渡しの再委託を受けた者を含む。以下「第一種フロン類引渡受託者」という。)は、当該委託に係るフロン類の引渡しを他の者に再委託しようとする場合(当該フロン類の引渡しに当たって当該フロン類に係る第一種特定製品を運搬する場合において、当該第一種特定製品の運搬のみを委託するときを除く。)には、あらかじめ、当該第一種特定製品廃棄等実施者に対して当該引渡しの再委託を受けようとする者の氏名又は名称及び住所を明らかにし、当該第一種特定製品廃棄等実施者から当該引渡しの再委託について承諾する旨を記載した書面(主務省令で定める事項が記載されているものに限る。)の交付を受けなければならない。この場合において、当該第一種特定製品廃棄等実施者又は当該第一種フロン類引渡受託者は、それぞれ、当該交付をした書面の写し又は当該交付を受けた書面を当該交付をした日又は当該交付を受けた日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

5 第一種フロン類引渡受託者は、当該委託に係るフロン類の引渡しの再委託に係る契約を締結したときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、当該フロン類に係る委託確認書に当該引渡しの再委託を受けた者の氏名又は名称及び住所その他の主務省令で定める事項を記載し、当該引渡しの再委託を受けた者に当該委託確認書を回付しなければならない。

6 第一種フロン類引渡受託者は、当該委託に係るフロン類を第一種フロン類回収業者に引き渡すときは、主務省令で定めるところにより、当該フロン類に係る委託確認書に主務省令で定める事項を記載し、当該第一種フロン類回収業者に当該委託確認書を回付しなければならない。

7 第一種フロン類引渡受託者は、前二項の規定による委託確認書の回付をする場合においては、当該委託確認書の写しを当該回付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。



第一種特定製品廃棄等実施者

- ア. 再委託を承諾した書面(再委託承諾書)を交付した場合は、その写しを保存しなければならない。
- 交付した日から3年間保存(省令第5条の8)

第一種フロン類引渡受託者(元請)

- ア. 委託されたフロン類の引渡しをさらに他の者(再受託者)へ委託する場合は、あらかじめ廃棄等実施者から再委託について承諾する旨記載した書面(再委託承諾書)の交付を受けなければならない(b)。(法第19条の3第4項)
- イ. 承諾を得た後、委託確認書¹⁰と再委託承諾書¹¹の写しを再受託者へ回付(c)(d)¹²する。(法第19条の3第5項)(省令第5条の9)
- ウ. 再委託を承諾した書面(再委託承諾書)は保存しなければならない。
- 交付を受けてから3年間保存(省令第5条の8)

エ. 委託確認書の写しは保存しなければならない。
回付をした日から3年間保存(省令第5条の13)

10 委託確認書(c)に追記する事項(省令第5条の10)
委託確認書(c)の回付年月日
再受託者の氏名又は名称及び住所

11 再委託を承諾する書面(再委託承諾書)の記載内容(省令第5条の7)
第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所
委託した第一種特定製品の種類及び数
第一種特定製品の所在⁵
委託しようとする第一種フロン類引渡受託者(元請)の氏名又は名称及び住所
承諾の年月日
再委託を受けた者(再受託者)の氏名又は名称及び住所

様式については法令で定められたものはない。

なお、法令で定める様式を満たした書面の様式は、例えば、フロン回収推進産業協議会が発行するものがある

【フロン回収推進産業協議会(INFREP) 電話:03-5842-2380 URL:<http://www.infrep.jp>】

12 再受託者へ委託確認書を回付する際の手続き(省令第5条の9)
委託確認書に記載されている「第一種特定製品の種類と数」と「再受託者の氏名又は名称及び住所」に相違がないか確認のうえ、委託確認書を回付(c)する。
再委託を承諾した再委託承諾書の写しを添付(d)する。

第一種フロン類引渡受託者(再受託者)

ア. 第一種フロン類回収業者にフロン類の回収を依頼する場合(法第19条の3第6項)は、委託確認書に記載されている「第一種特定製品の種類及び数」と「第一種フロン類回収業者の氏名又は名称及び住所」が相違ないか確認のうえ、委託確認書¹³を回付(e)し、再委託を承諾した再委託承諾書の写しを添付(f)する。(省令第5条の11)

イ. 委託確認書の写し及び再委託を承諾した書面(再委託承諾書)の写しは保存しなければならない。

当該書面の回付した日から3年間保存(省令第5条の8、省令第5条の13)

ウ. 委託されたフロン類の引渡しをさらに他の者(再受託者)へ委託する場合は、前頁の「第一種フロン類引渡受託者(元請)」と同じ手続きを行う。

13 委託確認書に追記する事項(省令第5条の12)
委託確認書の回付年月日
第一種フロン類回収業者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号

4. 第一種フロン類回収業者の引取義務

(法第二十条)

第一種フロン類回収業者は、第一種特定製品廃棄等実施者から、直接に又は第一種フロン類引渡受託者を通じて第十九条に規定するフロン類の引取りを求められたときは、前条第一項の規定による書面の交付又は同条第六項の規定による委託確認書の回付がない場合その他正当な理由がある場合を除き、当該フロン類を引き取らなければならない。

2 第一種フロン類回収業者は、前項の規定によるフロン類の引取りに当たっては、主務省令で定めるフロン類の回収に関する基準に従って、フロン類を回収しなければならない。

第一種フロン類回収業者

- ア. 第一種特定製品廃棄等実施者(廃棄者)から直接に又は、引渡受託者を通じてフロン類の回収依頼があった場合は、正当な理由¹⁴がある場合を除き、フロン類を回収しなければならない。
- イ. フロン類を回収する場合は、「フロン類の回収に関する基準」(省令第6条)に従い、回収しなければならない。(39～42頁参照)

14「正当な理由」とは以下のような場合(例)が考えられる

第19条の3第1項の規定による書面(回収依頼書)の交付又は同条第6項の規定による委託確認書の回付がない場合

天災等不可抗力の要因によるもので、回収に係る安全が確保できない場合

地震、水害などにより、回収作業場所の安全が確保できない場合

事業所が天災等により被害を受け、回収・引取りが物理的に不可能な場合

引取りに係る社会通念上適正な料金の支払いが見込まれない場合

回収費用について、折り合いが付かない場合(回収事業者が極端に高い費用を請求するような場合を除く)

技術的な理由により適切な回収を行うことができないと見込まれる場合

特定製品に充てんされているフロン類の種類が不明な場合

特定製品のシステムが大規模の場合、機構が複雑であるなど回収事業者の技術・装置等では適切に対応できない場合

回収業者が限定された製品(例えば自動販売機)のみを扱っていて、それ以外のものの回収を依頼された場合

引取り又は回収を行うことが違法行為を形成する場合

本法及び他の法令(例えば「高圧ガス保安法」など)の規定に違反することが明らかな場合

回収に必要な時間が十分に確保できず、確実にフロン類の回収ができない場合

5. 引取証明書の交付

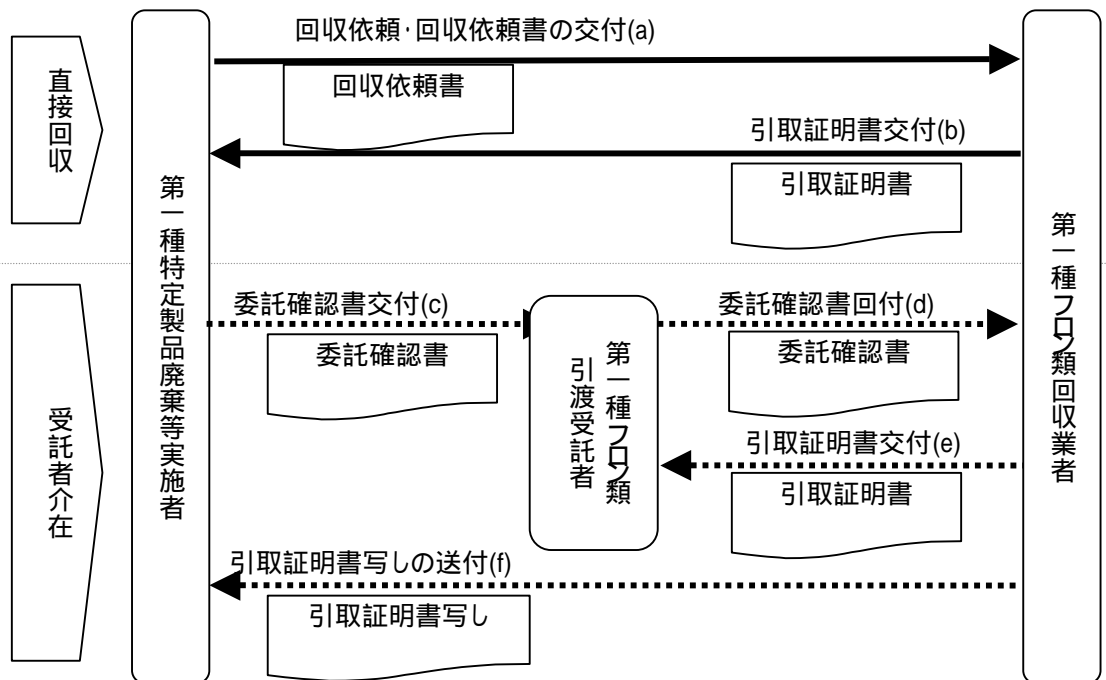
(法第二十条の二)

第一種フロン類回収業者は、第一種特定製品廃棄等実施者から直接にフロン類を引き取ったときは、フロン類の引取りを証する書面(以下この条において「引取証明書」という。)に主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該第一種特定製品廃棄等実施者に当該引取証明書を交付しなければならない。この場合において、当該第一種フロン類回収業者は、当該引取証明書の写しを当該交付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

2 第一種フロン類回収業者は、第一種特定製品廃棄等実施者から第一種フロン類引渡受託者を通じてフロン類を引き取ったときは、引取証明書に主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該第一種フロン類引渡受託者に当該引取証明書を交付するとともに、遅滞なく、当該フロン類に係る第一種特定製品廃棄等実施者に当該引取証明書の写しを送付しなければならない。この場合において、当該第一種フロン類回収業者は、当該交付をした引取証明書の写しを当該交付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

3 第一種特定製品廃棄等実施者は、第一項の規定による引取証明書の交付又は前項の規定による引取証明書の写しの送付を受けたときは、当該引渡しが終了したことをそれぞれ当該引取証明書又は当該引取証明書の写しにより確認し、かつ、当該引取証明書又は当該引取証明書の写しをそれぞれ当該交付を受けた日又は当該送付を受けた日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

5 第一種フロン類引渡受託者は、第二項の規定による引取証明書の交付を受けたときは、当該引取証明書を当該交付を受けた日から主務省令で定める期間保存しなければならない。



第一種フロン類回収業者

ア. フロン回収後、速やかに、かつ、記載事項(機器の種類及び数、廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所)に相違がないか確認のうえ、引取証明書¹⁵を交付しなければならない。(省令第6条の3、省令第6条の5)

廃棄等実施者より直接依頼の場合(a)は、廃棄等実施者に交付(b)

引渡受託者を通じて依頼の場合(c)(d)は、引渡受託者に交付(e)し、写しを廃棄等実施者へ送付(f)する

イ. 引取証明書の写しを保存しなければならない。

交付日から3年間(省令第6条の4)

15 引取証明書の記載内容(省令第6条の2、省令第6条の6)

第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所(引渡受託者経由で委託確認書を交付した場合は「第一種特定製品廃棄等実施者及び第一種フロン類引渡受託者」)

引き取ったフロン類が充てんされていた第一種特定製品の種類及び数

第一種特定製品の所在⁵

第一種フロン類回収業者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号

引取証明書の交付年月日

フロン類の引取りを終了した年月日(回収終了日)

引き取ったフロン類の種類ごとの量

フロン回収依頼の書面(回収依頼書)又は委託確認書をもとに作成する

様式については法令で定められたものはない。

なお、法令で定める事項を満たした書面の様式は、例えば、フロン回収推進産業協議会が発行するものがある

【フロン回収推進産業協議会(INFREP) 電話:03-5842-2380 URL:<http://www.infrep.jp>】

第一種特定製品廃棄等実施者

ア. 引取証明書又は引取証明書の写しを保存しなければならない。

引取証明書は、交付を受けた日から3年間(省令第6条の9)

引取証明書の写しは、送付を受けた日から3年間(省令第6条の9)

第一種フロン類引渡受託者

ア. 引取証明書を保存しなければならない。

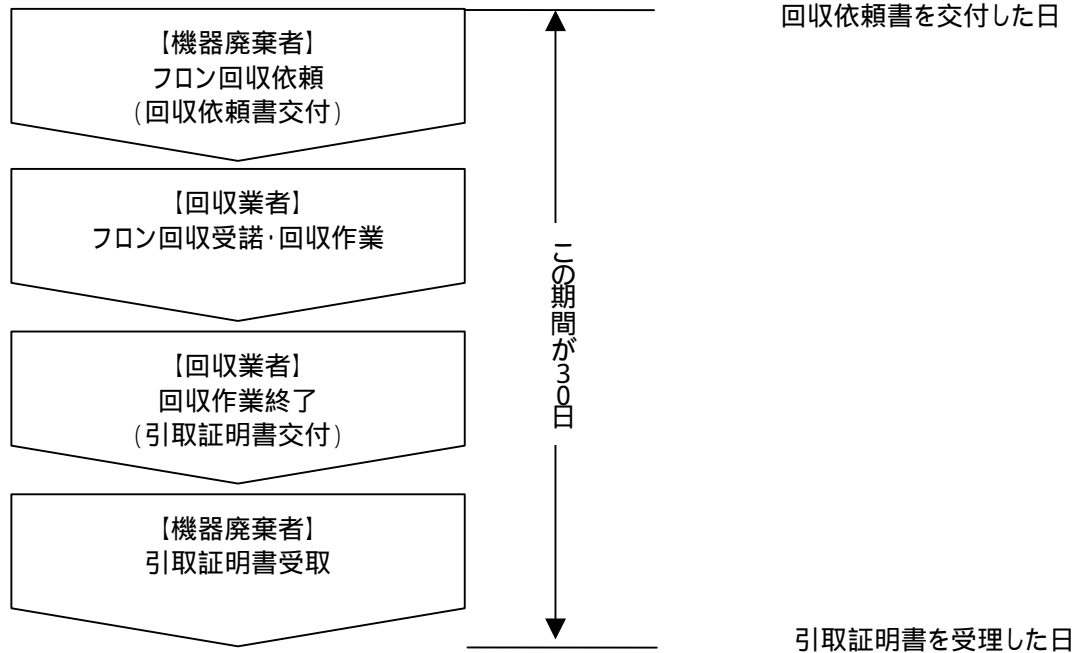
交付を受けた日から3年間(省令第6条の9)

6. 引取証明書の送付期間

(法第二十条の二)

4 第一種特定製品廃棄等実施者は、主務省令で定める期間内に、第一項の規定による引取証明書の交付若しくは第二項の規定による引取証明書の写しの送付を受けないとき、又は第一項若しくは第二項に規定する事項が記載されていない引取証明書若しくは引取証明書の写し若しくは虚偽の記載のある引取証明書若しくは引取証明書の写しの交付若しくは送付を受けたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

(1) フロン類の回収を廃棄等実施者がフロン類回収業者に直接依頼した場合(直接回収)

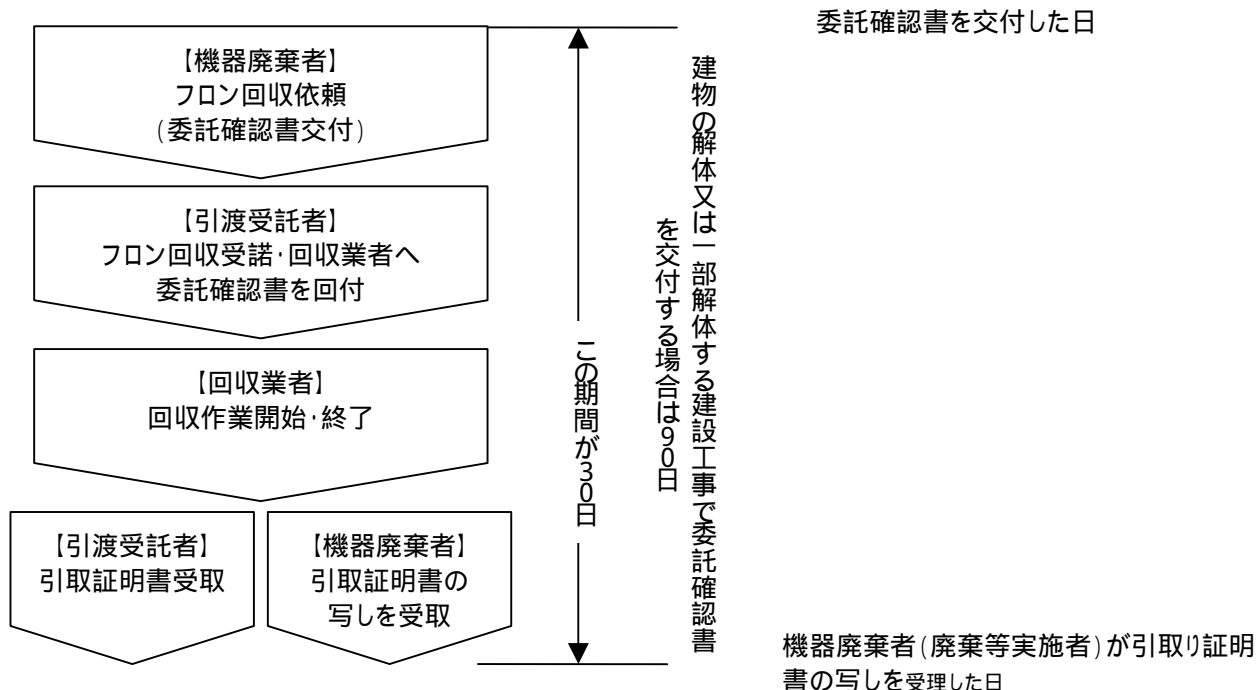


第一種特定製品廃棄等実施者

ア. フロン類の回収を第一種フロン類回収業者へ依頼した場合は、書面(回収依頼書)を交付した日から引取証明書を受け取るまでの期間は30日間とし、これを過ぎても引取証明書が届かない場合は、都道府県知事へ書面(回収依頼書)の写しを添付して報告しなければならない。(省令第6条の8)

イ. 引取証明書の交付を受けたときは、フロン回収が終了したことを引取証明書にて確認し、必要な事項(前ページの15)が記載されていない引取証明書、若しくは虚偽の記載のある引取証明書の交付を受けたときは、都道府県知事へ書面(回収依頼書及び引取証明書)の写しを添付して報告しなければならない。(省令第6条の8)

(2) フロン回収を廃棄者が引渡受託者を通じてフロン回収業者に依頼した場合(受託者介在)



第一種特定製品廃棄等実施者

- ア. フロン回収を引渡受託者へ委託した場合は、委託確認書を交付した日から30日以内に引取証明書が届かない場合は、都道府県知事へ委託確認書の写しを添付して報告しなければならない。(省令第6条の8)
- イ. 建物(建築物その他の工作物)の全部又は一部を解体する建設工事の契約に伴い委託確認書を交付する場合には、委託確認書の交付した日から90日以内に引取証明書の写しが届かない場合は、都道府県知事へ委託確認書の写しを添付して報告しなければならない。(省令第6条の8)
- ウ. 引取証明書の写しの送付を受けたときは、フロン回収が終了したことを引取証明書の写しにより確認し、必要な事項(28ページの15)が記載されていない引取証明書の写し若しくは虚偽の記載のある引取証明書の写しの送付を受けたときは、都道府県知事へ委託確認書及び送付を受けた引取証明書の写しを添付して報告しなければならない。(省令第6条の8)

第一種フロン類引渡受託者

- ア. 委託確認書の交付を受けてから、30日以内に引取証明書が廃棄等実施者に届く期間を留意し、早めにフロン類回収作業を依頼すること。
- イ. ア.と同様に、建物解体を伴う場合は、委託確認書の交付を受けた日から90日以内に引取証明書が廃棄等実施者に届く期間を留意し、早めにフロン類回収作業を依頼すること。

【ポイント】

法19条の3に基づく「全部又は一部を解体する建設工事」には裾切りがないので、建設業者への一括発注等の場合は概ね90日となる。しかし、回収業者へ直接フロン類の回収を発注する場合や、機器の入れ替えの場合などは、建設工事を伴わないので、30日となるので注意。

従来、建設・解体工事の一括発注がなされると、フロン類の回収まで長期にわたるケースもみられる。工事の初期段階で確実にフロン類の回収が行われるよう、計画的な対応が求められる。また、回収業者へ直接発注されれば、フロン類の回収はほぼ確実に実施されることから、工事発注段階で、建設工事の一括発注ではなく、フロン類の回収の直接発注が増加することを期待。

VIII. 第一種特定製品整備者の引渡義務等

〔法第十八条の二〕

第一種特定製品の整備を行う者(以下「第一種特定製品整備者」という。)は、第一種特定製品の整備に際して、当該第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を回収する必要があるときは、当該フロン類の回収を第一種フロン類回収業者に委託しなければならない。ただし、第一種特定製品整備者が第一種フロン類回収業者である場合において、当該第一種特定製品整備者が自ら当該フロン類の回収を行うときは、この限りでない。

2 第一種フロン類回収業者(前項ただし書の規定により自らフロン類の回収を行う第一種特定製品整備者を含む。第二十一条、第二十二条第一項から第三項まで、第二十三条、第二十四条第三項から第五項まで、第三十三条第一項及び第四項並びに第三十四条第二項において同じ。)は、前項本文に規定するフロン類の回収の委託を受けてフロン類の回収を行い、又は同項ただし書の規定によるフロン類の回収を行うに当たっては、第二十条第二項に規定するフロン類の回収に関する基準に従って行わなければならない。

3 第一種特定製品整備者は、第一項本文の規定により第一種フロン類回収業者に第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を回収させた場合において、当該フロン類のうち再び当該第一種特定製品に冷媒として充てんされなかったものがあるときは、これを当該第一種フロン類回収業者に引き渡さなければならない。

4 第一種フロン類回収業者は、第一種特定製品整備者から前項に規定するフロン類の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該フロン類を引き取らなければならない。

第一種特定製品整備者

ア. 第一種特定製品の整備時に、フロン類を回収する必要がある場合、「第一種特定製品整備者」が自ら「第一種フロン類回収業者」の登録を受けて、回収を行うか、もしくは「第一種フロン類回収業者」へ委託して、フロン類の回収を行わなければならない。

イ. 整備者が自らフロン類を回収するときは、回収業者の登録を受けると共に、「フロン類の回収に関する基準」(39～42頁参照)に従わなければならない。

ウ. 整備者がフロン類の回収を回収業者に委託した場合、「回収したフロン類」のうち、当該機器に再充てんしたフロン類以外は、回収業者に引き渡さなければならない。

第一種フロン類回収業者

ア. フロン類を回収するときは、「フロン類の回収に関する基準」(39～42頁参照)に従って行わなければならない。

イ. 第一種特定製品整備者(整備者)から委託されて回収したフロン類の引取りを、整備者から求められたとき、正当な理由¹⁶がある場合以外は、当該フロン類を引き取らなければならない。

16「正当な理由」とは、下記のような場合が考えられる
引取りに係る社会通念上適正な料金の支払いが見込まれない場合

【ポイント】

従来、機器の整備時(通常メンテナンスや修理など)のフロン類の回収については、技術基準、運搬基準を定めるのみであったが、廃棄時と同様に登録回収業者への引渡義務を課し、責任の明確化を図った。(法第18条の2)

具体的な規定は廃棄時と同様である。

整備業者も、フロン類の回収を行う場合には、第一種フロン類回収業者の登録が必要となる。

(法第9条)

フロン類の回収とは、第一種特定製品からフロン類を抜き取ることをいう。

整備業者でフロン類の抜き取り行為を行う者は通常第一種回収事業者の登録を受けていると考えられるが、登録を受けていない場合は、自ら登録を受けるか、抜き取りを行う際には登録回収業者に委託して行わせる必要がある。

整備発注者(機器の所有者や使用者)が自ら整備を行う場合(大規模な冷凍倉庫や工場などが考えられる)も同様である。

今回の法改正で義務付けられた行程管理制度は、機器の廃棄時に機器廃棄者と回収業者との間に引渡しを受託する第三者が介在することが多いという実態を踏まえ導入するものであるが、機器の整備時については、整備者と回収業者が同一であることが一般的であるという実態を踏まえ、導入しないこととした。

整備時に回収(抜き取り)を行う整備業者は、法施行後3ヶ月以内(平成19年12月31日まで)に登録を受ける必要がある。登録を受けるまでの期間は見なし回収事業者として、改正法の規定が適用される。(法附則第3条第3項、第4項)

18条の3第3項は、廃棄時と同様に、整備発注者から回収業者への引渡義務を課したものであるが、整備・修理時特有の事情として、一旦冷媒を抜き取り、修理の後に再充填する場合があります、この場合を引渡義務の対象外とした。

IX. 回収業者の責務、登録

1. 第一種フロン類回収業者の引取義務

[法第二十条]

第一種フロン類回収業者は、第一種特定製品廃棄等実施者から、直接に又は第一種フロン類引渡受託者を通じて第十九条に規定するフロン類の引取りを求められたときは、前条第一項の規定による書面の交付又は同条第六項の規定による委託確認書の回付がない場合その他正当な理由がある場合を除き、当該フロン類を引き取らなければならない。

2 第一種フロン類回収業者は、前項の規定によるフロン類の引取りに当たっては、主務省令で定めるフロン類の回収に関する基準に従って、フロン類を回収しなければならない。

第2章 VII 4. 第一種フロン類回収業者の引取義務(法第20条)を参照(26頁)。

2. 第一種フロン類回収業者の引渡義務

[法第二十一条第一項]

第一種フロン類回収業者は、第十八条の二第一項ただし書の規定により第一種特定製品に係るフロン類を回収した場合において当該フロン類のうち再び当該第一種特定製品に冷媒として充てんしなかったものがあるとき、又は同条第四項若しくは第二十条第一項の規定によりフロン類を引き取ったときは、自ら当該フロン類の再利用(当該フロン類を自ら冷媒その他製品の原材料として利用し、又は冷媒その他製品の原材料として利用する者に有償若しくは無償で譲渡し得る状態にすることをいう。以下同じ。)をする場合その他主務省令で定める場合を除き、第二十六条第二号二に規定するフロン類破壊業者に対し、当該フロン類を引き渡さなければならない。

(第一種フロン類回収業者の引渡義務の例外)

[省令第七条]

法第二十一条第一項の主務省令で定める場合は、第一種フロン類回収業者が引き渡したフロン類を再利用する者又はフロン類破壊業者に確実に引き渡す者として都道府県知事が認める者に引き渡す場合とする。

第一種フロン類回収業者

ア. 第一種特定製品の廃棄等又は整備の際に、回収または引き取ったフロン類は、ア.「自ら再利用¹⁷⁾」又はイ.「省令で定める者²¹⁾に引き渡す」又はウ.「フロン類破壊業者へ引き渡し」をしなければならない。

イ. ただし、第一種特定製品の整備の際に回収したフロン類を当該特定製品に再び充てんしたものは除く。

17「自ら再利用」とは、例えば、

回収業者が回収したフロン類を自ら冷媒その他製品の原材料(フッ素樹脂原料等)として使用する場合

冷媒その他製品の原材料(フッ素樹脂原料等)として利用する者¹⁸⁾に譲渡(有償若しくは無償で¹⁹⁾する(譲渡し得る状態にする²⁰⁾場合等

18「冷媒その他製品の原材料として利用する者」とは、

冷凍空調機器等に充てんする設備工事業者

フッ素樹脂に加工するメーカー

簡易再生フロン類をサービス缶に詰めて売却する者

蒸留精製してフロン類を売却する者他

19「有償若しくは無償で」とは、
回収業者が金銭等を支払って引き取ってもらう場合は認められない
これは、引取者に不法排出の動機を与えないため

20「譲渡し得る状態にする」とは、
譲渡する前に一定の限度において保管することを認めるもの

21「省令で定めるもの」とは(省令第7条)

省令で定めるものとは、第一種フロン類回収業者が引き渡したフロン類を再利用するもの又はフロン類破壊業者に確実に引き渡すものとして都道府県知事が認めたものである。

都道府県知事が認めていることが何らかの形で明示されていることが必要であり、平成19年4月現在、18の都道府県で44の者が認められている(67頁参照)。

一覧により、例えば、フロン回収等推進協議会等が設置する中間収集センターや、業務用冷凍空調機器の関係業界が設置する回収冷媒管理センター等が考えられる。これらセンターにおいて、回収業者から再利用できるフロン類は有償で引き取り再利用に回し、再利用できないフロン類は逆有償で引き取って破壊業者に回す場合がある

このような逆有償を伴うような形態は、信頼のおける者に限定しないと不法排出が行われるおそれがあり、これらのセンターに限定する趣旨で、都道府県知事が認める場合に限るとしている

なお、第一種回収業者が都道府県知事が認める者以外にフロン類を引き渡した場合(フロン類を再利用する場合、フロン類破壊業者に引き渡す場合を除く)には、引渡義務違反となり、都道府県知事による指導、助言等の対象となる

3. 第一種フロン類回収業者の記録

〔法第二十二條第一項〕

第一種フロン類回収業者は、主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに、第一種特定製品の整備が行われる場合において回収した量(回収した後に再び当該第一種特定製品に冷媒として充てんした量を除く。第三項において同じ。)、第一種特定製品の廃棄等が行われる場合において回収した量、第二十六條第二号二に規定するフロン類破壊業者に引き渡した量、再利用をした量その他の主務省令で定める事項に関し記録を作成し、これをその業務を行う事業所に保存しなければならない。

〔省令第九條〕

法第二十二條第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 第一種特定製品の整備又は第一種特定製品の廃棄等が行われる場合において第一種特定製品の整備が行われる場合

又は第一種特定製品の廃棄等が行われる場合の別、フロン類を回収した年月日、当該回収に係る第一種特定製品の整備の発注者及び第一種特定製品整備者又は第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所、当該回収に係る第一種特定製品の種類及び台数並びに回収したフロン類の量(第一種特定製品の整備が行われる場合において、回収した後に再び当該第一種特定製品に冷媒として充てんした量を除く。)

二 フロン類をフロン類破壊業者に引き渡した年月日、引き渡した相手方の氏名又は名称及び引き渡したフロン類の量

三 フロン類を自ら冷媒その他製品の原材料として利用した年月日及びその量又は冷媒その他製品の原材料として利用する

者にフロン類を有償若しくは無償で譲渡した年月日、その相手方の氏名若しくは名称及び譲渡したフロン類の量

四 フロン類を第七條に規定する場合において引き渡した年月日、引き渡した相手方の氏名又は名称及び引き渡したフロン類の量

2 第一種フロン類回収業者は、前項各号に掲げる事項に関し、フロン類の回収、再利用又は引渡しを行うごとに、遅滞なく、記録を作成し、当該記録の作成の日から五年間保存しなければならない。

〔省令第十條〕

前条第二項に規定する記録は、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。以下同じ。)により作成し、保存することができる。

2 前項の規定による保存をする場合には、同項の記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されること

ができるようにしておかななければならない。

3 第一項の規定による保存をする場合には、主務大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

(1)記録の内容

第一種フロン類回収業者の記録する内容は、次のとおり。

フロンの種類(CFC、HCFC、HFC)ごとに、

第一種特定製品の整備時又は廃棄等が行われる場合、回収を行ったときごとに、回収した年月日、整備又は廃棄等の区別、整備の発注者及び整備者又は廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所、第一種特定製品の種類及び台数、回収量(但し、回収した後に再び当該第一種特定製品に冷媒として充填した量は除く)。

フロン類破壊業者に引き渡したときごとに、引き渡した年月日、破壊業者の氏名又は名称、引き渡し量。

自ら再利用したときごとに、年月日、再利用量。再利用する者に引き渡したときごとに、年月日、引き渡した者の氏名又は名称、引き渡し量。

引き渡し先の例外【 21「省令で定めるものとは」】(35ページ参照)として都道府県知事が認められた者に引き渡したときごとに、年月日、引き渡した者の氏名又は名称、引き渡し量。

なお、記録する内容のうち「フロン類の種類」については、CFC、HCFC、HFCの区分のみならず、冷媒番号(R12、R134a等)を付記しても構わない(例:CFC(R12))。また、「第一種特定製品の種類」についても同様に、日本商品分類名等の細かい分類(例えば、除湿器、ショーケース等)を付記しても構わない(例:エアコンディショナー(除湿器)、冷凍・冷蔵機器(ショーケース))。

ただし、都道府県知事への報告(44頁参照)に際しては、登録申請の区分に従い報告しなければならない。

(2)記録方法

第一種フロン類回収業者の記録は、帳簿を備え、これを5年間保存することが必要となる。帳簿の様式については法令で定められたものはない。(1)の項目が含まれていれば良いが、参考として帳簿の例を81、82頁に示す。

帳簿(記録)は電子媒体等の電磁的方法により作成し、保存することができる。電磁的方法による保存をする場合に、情報システムの安全対策等について確保するよう努めなければならない基準が告示で定められている。(平成17年経済産業省 環境省 告示第2号)

帳簿のかわりに伝票を活用してもよいものとする。

なお、登録を受けた都道府県ごとに報告を行うので、帳簿の段階で回収した場所等の記録を都道府県ごとに分けておくほうが良い。

【ポイント】

従来より、第一種フロン類回収業者は、帳簿の記載、回収量の都道府県知事への報告等が義務付けられている。

今回の法改正により、整備時も規制対象となったことに伴い、所用の改正を行った。(法第22条第1項、第3項)

また、廃棄等実施者その他の関係者が回収業者の記録の閲覧を求めることができる旨の規定を新設した。この規定により、廃棄者等の関係者は、行程管理制度と合わせて、自身の第一種特定製品のフロン類がどのように回収されたか確認することが可能である。(法第22条第2項)

整備時の記録は、従来の廃棄時とは別に記録することとした。都道府県知事への報告についても同様。なお、破壊業者の段階では、整備時と廃棄時の分けることに意味がないため改正を行っていない。なお、再資源化時等の場合は従来の廃棄時と同様の扱いとなるので、追加規定のような改訂はない。

今回の改正により、第一種特定製品の種類が変更されたことに伴い、記録、報告等に関する内容が平成19年10月1日から変更となる。54頁に第一種特定製品の種類(50kg)の改正についてを参照されたい。

4. フロン類の運搬に関する基準

(1) フロン類の運搬に関する基準

[法第二十一条第二項]

2 第一種フロン類回収業者(その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。)は、前項の規定によるフロン類の引渡しに当たっては、主務省令で定めるフロン類の運搬に関する基準に従って、フロン類を運搬しなければならない。

(第一種フロン類回収業者等によるフロン類の運搬に関する基準)

[省令第八条]

法第二十一条第二項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 回収したフロン類の移充てん(回収したフロン類を充てんする容器(以下「フロン類回収容器」という。)から他のフロン類回収容器へフロン類の詰め替えを行うことをいう。)をみだりに行わないこと。
- 二 フロン類回収容器は、転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷による漏えいを防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。

フロン回収・破壊法では、回収したフロン類を運搬するにあたり遵守すべき運搬基準を省令で定めている。当該運搬基準は第一種フロン類回収業者だけでなく、委託を受けて運搬を行う者(一般運送業者など)にも適用される。

省令第8条第1号に掲げる「移充てん」とは、回収したフロン類を容器から容器へ移し換えることである。また、これを「みだりに行わない」とは、不必要な移充てんを行ってはならないとの意味である。例えば回収したフロン類の輸送効率向上等のために行われている中継地点における移充てんなどは、これに該当しない。

省令第8条第2号は、運搬時のフロン類回収容器の取扱いに関して基準が定められている。

(2) 高圧ガス保安法上の規制

フロン類のうち、高圧ガスに該当するものについては、「高圧ガス保安法」上の基準を遵守しなければならない。以下、フロン類の回収等に関係する高圧ガス保安法上の基準の概略を示すが、遵守すべき事項の詳細は高圧ガス保安法を参照されたい(項目名の括弧内は「高圧ガス保安法」上の基準の名称)。

運搬時における基準(移動の基準)(高圧ガス保安法第23条)

高圧ガス保安法では、高圧ガスを運ぶことを「移動」と称している。回収したフロン類が充てんされている容器を回収装置から取り外して「移動」する場合は、高圧ガス保安法の適用を受ける。

移充てんする場合の基準(高圧ガスの製造の基準)(高圧ガス保安法第5条)

高圧ガス保安法では、圧縮、減圧等の圧力変化や液化、気化等の相変化することなどを「製造」と称している。つまり、フロン類を容器から容器へ移し替える場合(移充てんする場合)は、高圧ガス保安法上の「製造」に該当し、その処理能力に応じて届出などが必要となる。

保管する場合の基準(貯蔵の基準)(高圧ガス保安法第15条)

高圧ガス保安法では、一時的ではあっても容器を保管する場合、「貯蔵」に該当し、貯蔵量に応じて、届出などが必要となる。

5. フロン類の回収に関する基準

〔法第十八条の二第二項〕

2 第一種フロン類回収業者(前項ただし書の規定により自らフロン類の回収を行う第一種特定製品整備者を含む。第二十一条、第二十二条第一項から第三項まで、第二十三条、第二十四条第三項から第五項まで、第三十三条第一項及び第四項並びに第三十四条第二項において同じ。)は、前項本文に規定するフロン類の回収の委託を受けてフロン類の回収を行い、又は同項ただし書の規定によるフロン類の回収を行うに当たっては、第二十条第二項に規定するフロン類の回収に関する基準に従って行わなければならない。

〔法第二十条第二項〕

2 第一種フロン類回収業者は、前項の規定によるフロン類の引取りに当たっては、主務省令で定めるフロン類の回収に関する基準に従って、フロン類を回収しなければならない。

(第一種フロン類回収業者等によるフロン類の回収に関する基準)

〔省令第六条〕〔法第二十条第二項〕の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 第一種特定製品の冷媒回収口における圧力(絶対圧力をいう。以下同じ。)の値が、一定時間が経過した後、別表第一の上欄に掲げるフロン類の圧力区分に応じ、同表の下欄に掲げる圧力以下になるよう吸引すること。ただし、法第十八条の二第一項に規定する第一種特定製品の整備に際して当該第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の回収を行う場合であって、冷凍サイクル(第一種特定製品中の密閉された系統であって、冷媒としてフロン類が充てんされているものをいう。)に残留したフロン類が大気中に放出されるおそれがない場合にあつては、この限りでない。

二 フロン類及びフロン類の回収方法について十分な知見を有する者が、フロン類の回収を自ら行い又はフロン類の回収に立ち会うこと。

別表第1

フロン類の圧力区分	圧力
低圧ガス(常用の温度での圧力が0.3MPa未満のもの)	0.03 MPa
高圧ガス(常用の温度での圧力が0.3MPa以上2MPa未満であつて、フロン類の充てん量が2kg未満のもの)	0.1 MPa
高圧ガス(常用の温度での圧力が0.3MPa以上2MPa未満であつて、フロン類の充てん量が2kg以上のもの)	0.09 MPa
高圧ガス(常用の温度での圧力が2MPa以上のもの)	0.1 MPa

第一種特定製品からフロン類を回収する場合には、省令で定められている回収基準に従って、フロン類を回収しなければならない。具体的には、第一種特定製品に充てんされているフロン類の圧力、充てん量に応じて、冷媒回収口の圧力が所定の圧力以下になるまで吸引することが必要となる。

また、回収の実効をあげるために、回収方法について十分な知見を有する者が回収を行う、あるいは、回収に立ち会うことが定められている。

(1)圧力の換算

省令別表第1に記載されている圧力値は、絶対圧力をSI単位で示したものである。絶対圧力とゲージ圧力との対応について表1に示した。

表1 絶対圧力とゲージ圧力の対応について

SI単位(絶対圧力)	単位	省令で扱っている圧力値				
		2	0.3	0.1	0.09	0.03
SI単位(ゲージ圧力)	MPa	1.9	0.2	0	-0.01	-0.07
工学単位(ゲージ圧力)	kgf/Cm ²	19	2	0	-0.1	-0.7
真空圧力	mmHg			0	-100	-500

(2)冷媒の圧力区分(参考としてゲージ圧力を()内に付記)

省令における回収基準ではフロン類の圧力により、 低圧ガス(常用の温度での圧力が0.3 MPa(ゲージ圧力0.2MPa)未満)、 高圧ガス(常用の温度での圧力が0.3MPa(ゲージ圧力0.2MPa)以上2MPa(ゲージ圧力1.9MPa)未満)、 高圧ガス(常用の温度での圧力が2MPa(ゲージ圧力1.9MPa)以上)の3区分に分類されている。表2に省令のフロン類の圧力区分に該当する主要な冷媒フロンの種類を示した。

表2 フロン類の圧力区分と該当する主要な冷媒の対比

フロン類の圧力区分	フロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
低圧ガス	R11,R113	R123	
高圧ガス(常用の温度での圧力が0.3~2MPa未満)	R12,R114, R115,R500,R502	R22	R134a,R32,R407C,R407E, R410A,R507A, R404A
高圧ガス(常用の温度での圧力が2MPa以上)	R13,R503		R23

低圧ガス(常用の温度での圧力が0.3MPa(ゲージ圧力0.2MPa)未満)

低圧ガスは、高圧ガス保安法の適用を受けない。また、低圧ガスは、低圧型遠心冷凍機にしか使用されていない。低圧ガスは沸点が高く常温で液体状態であること、及び、低圧型遠心冷凍機におけるフロン類の充てん量が100kg~数トンと極めて大きいため、回収に当たっては専門の技術を要する。

高圧ガス(常用の温度での圧力が0.3 MPa(ゲージ圧力0.2MPa)以上2MPa(ゲージ圧力1.9MPa)未満)

高圧ガス保安法の適用を受けるフロン類で、最も一般的に使われている。高圧ガス保安法の技術基準に適合した回収装置を用いてフロン類の回収を行う場合は、高圧ガス保安法の適用除外となるが、その他の方法によってフロン類を回収する場合は、高圧ガス保安法に基づいて高圧ガス製造の届出等が必要になる。

高圧ガス(常用の温度での圧力が2MPa(ゲージ圧力1.9MPa)以上)

温度が極めて低い特殊冷凍機器に用いられるフロン類である。高圧ガス保安法の適用を受ける。対応する冷凍機は、比較的小型で、回収の対象となるフロン類の量は少ない。高圧ガス保安法上、高圧ガス保安法の技術基準に適合した回収装置を用いてフロン類の回収を行う場合は、法の適用除外となるが、その他の方法によってフロン類を回収する場合は、高圧ガス保安法に基づいて高圧ガス製造の届出等が必要になる。

(3)フロン類回収の基本手順と確認事項

低圧ガス(常用の温度での圧力が0.3MPa(ゲージ圧力0.2MPa)未満)の回収

ア.回収装置の準備

省令で冷媒回収口における所定の圧力が0.03MPa(-500mmHg)とされていること及び、回収能力の大きな装置が求められることから、これに合った特殊な回収装置を用意する必要がある。

イ.回収手順と注意事項

機器停止時には、フロン類は主として蒸発器に液体として存在することから、機内を冷媒または窒素ガス等で0.02MPa程度加圧して液体の状態での回収する。同時に冷凍機油も抜き取るようにする。

液回収後に、回収装置を接続して、所定の吸引圧力以下になるまで残存ガスの回収を行う。通常は、1~2日間回収作業を続ける場合が多いと考えられる。内部ガス温度と吸引圧力によって残ガス量が決まるが、現状の技術レベルを考慮して、通常の外気温度下で最大90%以上の

回収効率を確保できることを目安にして、省令では所定の圧力は、0.03MPaに規定されている。大型機器でフロン類の充てん量が多いことを考慮すると、残存量を極力少なくするためには更に低い圧力まで吸引するほうがよい。

所定圧力以下まで吸引した後に、回収装置を停止して、回収装置側のバルブを閉止して、圧力の変化を観察する。「一定時間が経過した後」に、所定の圧力以下に保持されていることを確認(この場合、所定の圧力を超えて圧力上昇していたら再度回収を行う。)して、回収作業を終了する。

液体フロンと冷凍機油の回収後に、気体フロンを回収した場合は、30分程度の時間を置けば十分であると考えられる。

高圧ガス(常用の温度での圧力が0.3～2MPa(ゲージ圧力0.2～1.9MPa)未満)の回収

ア 回収装置の準備

現在、市場に流通している多くの回収装置は、この区分のフロン類を回収するために開発されている。実作業上は、次の2点について配慮する必要がある。

回収できる冷媒の種類

回収装置は高圧ガス保安法に基づく技術基準に従って製造されていることが必要となる。各回収装置は、高圧ガス保安法に基づいて、回収できる冷媒の種類をR番号で指定している。従って、使用する回収装置が使える冷媒の種類をR番号で確認する必要がある。

吸引圧力

省令によってフロン類の充てん量に応じて定められた圧力以下になるまで吸引を行うことになる。従って、使用する回収装置が省令で定められた圧力以下まで吸引できることを予め確認する必要がある。

イ 回収手順と注意事項

被回収体の冷媒の種類及び充てん量を調査する。

複雑な冷媒回路を有するシステムにおいては、吸引不可能な密閉空間を形成する場合がありますので、必要に応じて複数箇所から吸引する。

冷凍機の運転が可能な場合は、予め暖機運転やポンプダウンを行うと、より確実な回収ができる。

凝縮器等の冷却水は、予め抜き取る。

回収装置を稼働させて、所定の圧力以下まで吸引する。

回収装置を停止して、回収装置側のバルブを閉止して、圧力の変化を観察する。

一定の時間経過後に、所定の圧力を超えて圧力上昇していたら再度回収操作を行う。

所定の圧力以下に保持されていた場合は回収作業を終了する。

省令で定める「一定時間が経過した後」については、以下を参考に適切な時間が必要。

所定の圧力まで吸引した後に圧力が上昇するのは、冷凍機油に溶解しているフロン類が外部からの浸入熱によって蒸発することや残存空間から狭い通路を通して吸引空間にフロン類が移動することが原因である。従って、残存する冷凍機油の量が多く温度が低い場合、外気温度が低い場合、フロン類の充てん量と回収装置の能力の比が小さく見掛け上短時間に吸引できる場合、2箇所からの吸引が不可能で1箇所から吸引している場合等においては、時間を長く取る必要がある。

フロン類の充てん量が2kg未満の場合は、一般的に10分程度の時間で良いと考えられるが、上記の条件に応じて保持時間を増減する必要がある。

なお、充てん量が2kg以上の場合は、さらに長い時間が必要となる。

高圧ガス(常用の温度での圧力が2MPa(ゲージ圧力1.9MPa)以上)の回収

ア 回収装置の準備

沸点が極めて低く、常温時のガス圧力が高くなるため、回収装置及び回収容器は、特別の耐圧特性を有するものが必要となる。

イ. 回収手順と注意事項

基本的に、高圧ガス(常用の温度での圧力が 0.3 ~ 2MPa 未満)の場合と同様である。

「一定時間が経過した後」については、一般的に、高圧ガス(常用の温度での圧力が 0.3 ~ 2MPa (ゲージ圧力 0.2 ~ 1.9MPa) 未満)の場合に較べて短時間で良いと考えられる。

(4)十分な知見を有する者

第一種特定製品の冷媒回路の構造や冷媒に関する知識を持ち、フロン類の回収作業に精通した方が十分な知見を有する者と考えられる。

なお、業務用冷凍空調機器の回収に係る資格には、主に以下のようなものがある。

ア. 冷媒回収推進・技術センター(RRC)が認定した冷媒回収技術者

イ. 高圧ガス製造保安責任者(冷凍機械)

ウ. 冷凍空気調和機器施工技能士

エ. 高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者

オ. フロン回収協議会等が実施する技術講習合格者

カ. 冷凍空調技士(日本冷凍空調学会)

キ. 技術士(機械部門(冷暖房・冷凍機械))

6. 回収量等の記録の閲覧

〔法第二十二條第二項〕

2 第一種フロン類回収業者は、第一種特定製品の整備の発注者、第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者又は第一種フロン類引渡受託者から、これらの者に係る前項の規定による記録を閲覧したい旨の申出があったときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

第一種フロン類回収業者

- ア. 廃棄等実施者や引渡受託者、つまり、委託確認書または再委託確認書に記載されている関係者又は整備の発注者や整備者から、回収業者に対し、回収業者が法や省令の定めによって記録・保存(法第22条第1項省令第9条)している回収量や処理量、処理委託先等の情報や内容を閲覧したいと申し出があれば、正当な理由²²がない場合、申し出のあったこれら関係者にこれらの記録を開示しなければならない。
- イ. 回収業者には委託確認書の保存義務はないが、法では引渡受託者による閲覧を認めており、当該関係者と特定できない場合も考えられるため、委託確認書の保存や引渡受託者の氏名又は名称等を記録しておくことが望ましい。

22「正当な理由」とは以下のような場合(例)が考えられる

記録の保存期間が既に経過している場合

地震、水害、火災などにより、記録が消滅してしまった場合

閲覧を申し出た引渡受託者が、引渡受託者であることの特定ができなかった場合

営業時間外や閲覧することによって、業務に多大な支障が生じる場合

閲覧を申し出た者が当該関係者である証を示さなかった場合

第一種特定製品の整備の発注者

第一種特定製品整備者

第一種特定製品廃棄等実施者

第一種フロン類引渡受託者

- ア. 自ら係る記録について、いつでも回収業者に対し、閲覧を求めることができる。
- イ. 但し、閲覧したい旨及びその内容を出来るだけ事前に回収業者に伝え、閲覧することで回収業者の業務に支障が来さないよう配慮することが望ましい。(例えば、整備時の伝票の控えや委託確認書の写しを事前に提示する等。)
- ウ. 回収業者の求めに応じて、閲覧を求めている内容の関係者であることを証する必要がある。
- エ. 本規定により開示する内容は、本法に基づき記録、保存の義務が課されている内容である。これら以外の情報が保存書面に記されている場合は、個人情報等に留意しマスキングなどによって覆うことにより対応することが考えられる。

7. 都道府県への報告

(法第二十二條第三項)

3 第一種フロン類回収業者は、主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに、毎年度、前年度において、第一種特定製品の整備が行われる場合において回収した量、第一種特定製品の廃棄等が行われる場合において回収した量、第二十六條第二号ニに規定するフロン類破壊業者に引き渡した量、再利用をした量その他の主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

(省令第十一條)

法第二十二條第三項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 業務を行った区域を管轄する都道府県ごとに、かつ、第一種特定製品の整備が行われた場合又は第一種特定製品の廃棄等が行われた場合の別ごとに、前年度(年度は、四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。)においてフロン類を回収した第一種特定製品の種類ごとの台数及び回収したフロン類の量(第一種特定製品の整備が行われた場合において、回収した後に再び当該第一種特定製品に冷媒として充てんした量を除く。)

二 業務を行った区域を管轄する都道府県ごとに、かつ、第一種特定製品の整備が行われた場合又は第一種特定製品の廃棄等が行われた場合の別ごとに、前年度の年度当初に保管していたフロン類の量

三 業務を行った区域を管轄する都道府県ごとに、かつ、第一種特定製品の整備が行われた場合又は第一種特定製品の廃棄等が行われた場合の別ごとに、前年度においてフロン類破壊業者に引き渡したフロン類の量

四 業務を行った区域を管轄する都道府県ごとに、かつ、第一種特定製品の整備が行われた場合又は第一種特定製品の廃棄等が行われた場合の別ごとに、前年度において自ら再利用したフロン類の量

五 業務を行った区域を管轄する都道府県ごとに、かつ、第一種特定製品の整備が行われた場合又は第一種特定製品の廃棄等が行われた場合の別ごとに、前年度において第七條に規定する場合において引き渡したフロン類の量

六 業務を行った区域を管轄する都道府県ごとに、かつ、第一種特定製品の整備が行われた場合又は第一種特定製品の廃棄等が行われた場合の別ごとに、前年度の年度末に保管していたフロン類の量式第三による報告書をその業務を行った区域を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2 第一種フロン類回収業者は、年度終了後四十五日以内に、様式第三による報告書をその業務を行った区域を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

(1)報告義務

年度末時点で登録を受けている第一種フロン類回収業者は、省令で規定する様式第3(88、89頁参照)により作成した報告書に必要事項を記載した上で、当該年度終了後45日以内(5月15日まで)に都道府県に提出しなければならない。

年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

報告は、第一種フロン類回収業者の登録単位で、登録を受けた都道府県ごとに整備又は廃棄等別に行うことになる。この場合、登録した都道府県内での区域(回収した場所)に関する回収量等が対象となり、これを報告することになる。例えば、県で回収した回収量等は県へ、県で回収した回収量等は県へ、それぞれ報告することになる。

なお、回収量等の実績が無い場合であっても、報告する必要がある。

(2)報告内容

報告書に記載する内容は次のとおり。

フロン類の種類ごと、整備・廃棄等別に、

回収した第一種特定製品の種類ごとの台数及び回収量

年度当初の保管量

フロン類破壊業者に引き渡した量

自ら再利用した量

引き渡し先の例外【21「省令で定めるものとは」】(67頁参照)として省令第7条に基づき、都道府県が認めた者に引き渡した量

年度末の保管量

今回の改正により、第一種特定製品の種類が変更されたことに伴い、記録、報告等に関する内容が平成19年10月1日から変更となる。54頁「第一種特定製品の種類(50kg)の改正について」を参照されたい。

8. 主務大臣への通知

〔法第二十二條第四項〕

都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、主務省令で定めるところにより、その報告に係る事項を主務大臣に通知しなければならない。

〔省令第十二條〕

法第二十二條第四項の規定により、都道府県知事は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、年度終了後四月以内に、様式第四による通知書を環境大臣又は経済産業大臣に二通提出しなければならない。

(1)通知義務

各都道府県は、第一種フロン類回収業者からの報告を集計し、省令に規定する様式第4(90、91頁参照)により作成した通知書に必要事項を記載した上で、年度終了後4ヶ月以内に環境大臣又は経済産業大臣のいずれかに2通提出しなければならない。

(2)通知内容

通知書に記載する内容は次のとおり。

フロン類の種類ごと、整備・廃棄等別に、

回収した第一種特定製品の台数

回収量

年度当初の保管量

フロン類破壊業者に引き渡された量

再利用等された量(「自ら再利用した量(再利用する者に引き渡した量を含む)」と「引き渡し先の例外【 21「省令で定めるものとは」】(67頁参照)として都道府県が認めた者に引き渡した量」との合計量)

年度末の保管量

9. 第一種フロン類回収業者の登録

〔法第九条〕

第一種フロン類回収業（第一種特定製品が整備され、又は第一種特定製品の廃棄等が行われる場合において当該第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を回収することを業として行うことをいう。以下同じ。）を行おうとする者は、その業務を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に主務省令で定める書類を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 事業所の名称及び所在地
- 三 その業務に係る第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の種類
- 四 事業所ごとの第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の回収の用に供する設備の種類及びその設備の能力
- 五 その他主務省令で定める事項

〔省令第二条〕

法第九条第二項（法第十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により第一種フロン類回収業者の登録の申請をしようとする者は、様式第一による申請書に次に掲げる書類を添えて、第一種フロン類回収の業務を行おうとする区域を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 申請者が外国人である場合においては、外国人登録証明書の写し
二 申請者が法人である場合においては、登記事項証明書
三 申請者がフロン類回収設備の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること。）を証する書類

四 フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類

五 申請者（申請者が法人である場合にあっては、その法人及びその法人の役員）が法第十一条第一項各号に該当しないことを説明する書類

2 法第九条第二項第五号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 事業所ごとのフロン類回収設備の数

二 回収しようとするフロン類の種類ごとに、フロン類の充てん量が五十キログラム以上の第一種特定製品の回収を行う場合にはその旨

3 都道府県知事は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の七第五項若しくは第三十条の八第一項の規定により、第一項の申請をしようとする者に係る同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報を利用することができないとき、又は当該情報の提供を受けられないときは、第一項の申請をしようとする者が個人（外国人を除く。）である場合には、住民票の写しを提出させることができる。

(1) 第一種フロン類回収業者の登録を必要とする者

第一種特定製品の廃棄等が行われる場合に、第一種特定製品から冷媒として充てんされているフロン類の回収を行おうとする者、及び第一種特定製品の整備の際、フロン類の回収を行う者は、その業を行おうとしている区域を管轄している都道府県の登録を受けなければならない。

また、第一種特定製品を廃棄等を行おうとする際、廃棄者自らそのフロン類の回収を行う場合、及び第一種特定製品を整備する際、整備者自らそのフロン類の回収を行う場合には登録が必要となる。

なお、登録を受けないでフロン類の回収を業として行った者には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が課される。

(2) 第一種フロン類回収業の登録先

フロン類回収業務を行う区域とは、都道府県単位を指し、その区域の事業所の所在の有無にかかわらず、当該区域を管轄する都道府県知事の登録を受けることが必要となる。

例えば、 県の業者が、 県以外に 県でも回収を行う場合には、 県と 県の両方に登録が必要となる。

(3)登録申請

登録申請

- ア. 登録申請の際の申請書は、省令様式第1に従って作成することになる(83、84頁参照)。また、同一区域内において、フロン類の回収を行う事業所が複数有り、これを一括して申請する場合には、複数事業所の一括申請書の記入要領による方法によって行うことになる(83頁参照)。
- イ. 申請先及び申請方法については、都道府県の担当課(66頁参照)に相談すること。
- ウ. 登録申請手数料は、都道府県によって異なることから担当課への確認が必要となる。

主務省令で定める添付書類

ア. 本人を確認できる書類

個人の場合で、都道府県知事が住民基本台帳法に規定する本人確認情報を利用することができる場合は、当該書類は不要。ただし、これを利用できない場合は、発行日より3ヶ月以内の住民票等の写しが必要。

法人の場合は、発行日より3ヶ月以内の登記事項証明書。

外国人の場合は、外国人登録証明書の写し

イ. フロン類回収設備の所有権を有することなどを証する書類

自ら所有している場合は、購入契約書、納品書、領収書、販売証明書等のうち、いずれかの写し。

自ら所有権を有していない場合は、借用契約書、共同使用規程書、管理要領書等のうち、いずれかの写し。

ウ. フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類

申請書に記載された以下の項目について、それを説明する書類として、取扱説明書、仕様書、カタログ等の写しが必要となる。

フロン類の回収設備の種類

- ・CFC用
- ・HCFC用
- ・HFC用
- ・CFC・HCFC兼用
- ・CFC・HFC兼用
- ・HCFC・HFC兼用
- ・CFC・HCFC・HFC兼用

回収設備の能力

- ・200g/min 未満
- ・200g/min 以上

現在使用されているフロン類の回収設備について、その種類及び能力の一覧を示す(68～76頁参照)。登録申請の際に必要な「回収設備の種類」と「能力を示す書類」を作成(又は確認)する場合に参考のこと。なお、一覧表における回収能力については、冷媒回収推進・技術センター(RRC)規格「冷媒回収装置回収能力試験基準」に基づいたもので、この一覧表にない回収設備については、申請の際にRRC規格を参照するなどして、回収能力を確認した書類を添付すること。

- ・RRC規格の詳細等については、以下の連絡先に照会すること。

冷媒回収推進・技術センター

((社)日本冷凍空調設備工業連合会内)

電話番号: 03 - 3435 - 9411 http://www.rrc-net.jp/008/index_03.html

エ. 申請者等が法に定める欠格要件()に該当しないことを説明する書面
申請者等が法第11条第1項各号に該当しない者であることを誓約した旨の書面(77頁参照)
を添付すること。

() 欠格要件

成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの。
法律に違反して罰金以上の刑に処せられ、2年を経過しないもの。
登録を取り消され2年を経過しないもの など。

備考欄について

ア. 申請書の備考欄には、申請に係る事項の補足的説明やフロン類の回収を自ら行う十分な知見を有する者又はフロン類の回収に立ち会う十分な知見を有する者の氏名等を記載する。

イ. 都道府県の判断により十分な知見を有する者の氏名の記載を依頼される場合がある。

その他(参考として添付してもよい資料)

ア. 申請書備考欄に記載した事項等について、都道府県が自らの判断で、申請書に参考として以下のような資料の添付を依頼されることがある。

フロン類の回収を自ら行う十分な知見を有する者又はフロン類の回収に立ち会う十分な知見を有する者が有する資格に関する資料

フロン類の回収業務の経験に関する資料

10. 登録の基準

〔法第十一条〕

都道府県知事は、第九条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、同条第二項の規定による登録の申請に係る同項第四号に掲げる事項が第一種特定製品からのフロン類の回収を適正かつ確実に実施するに足りるものとして主務省令で定める基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

二 この法律の規定若しくは使用済自動車再資源化法の規定(引取業者(使用済自動車再資源化法第二条第十一項に規定する引取業者をいう。以下同じ。)、第二種フロン類回収業者(同条第十二項に規定するフロン類回収業者をいう。以下同じ。))又は自動車製造業者等(同条第十六項に規定する自動車製造業者等をいう。以下同じ。)に係るものに限る。第二十六条第二号ロにおいて同じ。)又はこれらの規定に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

三 第十七条第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から二年を経過しない者

四 第九条第一項の登録を受けた者(以下「第一種フロン類回収業者」という。)で法人であるものが第十七条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前三十日以内にその第一種フロン類回収業者の役員であった者でその処分のあった日から二年を経過しないもの

五 第十七条第一項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

六 法人であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

2 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

〔省令第三条〕

法第十一条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 フロン類の引取りに当たっては、申請に係る事業所ごとに、申請書に記載されたフロン類回収設備が使用できること。

二 申請書に記載されたフロン類回収設備の種類が、その回収しようとするフロン類の種類に対応するものであること。

三 申請に係る第一種特定製品であってフロン類の充てん量が五十キログラム以上のものがある場合には、当該第一種特定製品に係るフロン類の種類に対応するフロン類回収設備が、一分間に二百グラム以上のフロン類を回収できるものであること。

以下の要件を満たす事業者について登録が行われる【フロン類回収業者登録通知書】(80頁参照)。

ただし、申請書や添付書類の重要な事項に虚偽の記載があるか、記載が欠けているとき又は申請者が欠格要件に該当するときは、登録は拒否される。

ア. 申請に係る事業所ごとに、記載されたフロン回収設備が使用できること

イ. フロン類の回収に使用する回収設備の種類が、回収しようとするフロン類の種類に対応していること。

ウ. フロン類の充てん量が50kg以上の第一種特定製品の場合には、回収設備が1分間に200g以上のフロン類を回収できる能力を有すること(複数の回収設備の能力の合計でも良い。)

11. 申請後の手続等

〔法第十条〕

都道府県知事は、前条第二項の規定による登録の申請があったときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、前条第二項第一号から第三号までに掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を第一種フロン類回収業者登録簿に登録しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

〔法第十四条〕

都道府県知事は、第一種フロン類回収業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(1) 都道府県による登録の実施

第一種フロン類回収業者登録簿への登録について

ア. 都道府県は、登録申請に基づいて、登録を行う際には、第一種フロン類回収業者登録簿に以下の項目を記載する。

イ. 第一種フロン類回収業者登録簿は、特に様式は定められていないが、一般の方が閲覧できる状態にしておくことが必要となる。また、多くの都道府県がホームページで公表している。(法第14条)

法第十条による必須項目

登録番号

登録年月日

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

事業所の名称及び所在地

業務対象の第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の種類

記載した方がよい項目

有効期限満了年月日

申請者への通知について【フロン類回収業者登録通知書】(80ページ参照)

ア. 都道府県は、第一種フロン類回収業者登録簿に登録した後、申請者に、登録した旨を通知する。

イ. 登録の更新あるいは、変更の届出があった場合にも、登録申請時と同様に、第一種フロン類回収業者登録簿へ必要事項を記載し、その旨を通知する。

ウ. なお、登録を拒否した時は、理由を示して申請者に通知する。

(2) 登録の更新

〔法第十二条〕

第九条第一項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 第九条第二項、第十条及び前条の規定は、前項の更新について準用する。

3 第一項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下この条において「登録の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

有効期間

ア. 第一種フロン類回収業者は、登録を受けてから5年以内にその更新を受けなければならない。登録の有効期間内に更新を受けない場合、その効力を失う。

更新の申請書

ア. 更新の申請書や必要な添付資料などについては、新規登録の場合と同様である。

更新後の有効期間

ア. 登録の更新の申請があった場合には、登録の更新が行われた日から5年が有効期間である。

イ. なお、登録の有効期間の満了日までに、都道府県へ更新の申請が行われていれば、更新が行われる前に登録の有効期間の満了日を超えたしまった場合でも、都道府県による登録(あるいは、登録の拒否)の手続きが完了するまでは、前の登録は有効である。この場合、新たな登録の有効期間は、前の登録の有効期限の満了の日の翌日から5年となる。

(3)登録の変更届出

〔法第十三条〕

第一種フロン類回収業者は、第九条第二項各号に掲げる事項に変更(主務省令で定める軽微なものを除く。)があったときは、その日から三十日以内に、主務省令で定める書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 第十条及び第十一条の規定は、前項の規定による届出があった場合に準用する。

〔省令第四条〕

法第十三条第一項の主務省令で定める軽微な変更は、法第九条第二項第四号に規定するフロン類回収設備の能力又は第二条第二項第一号に掲げる事項の変更であって、法第九条第二項第三号及び第二条第二項第二号に掲げる事項の変更を伴わないものとする。

〔省令第五条〕

法第十三条第一項の規定により変更の届出をしようとする者は、様式第二による届出書に次に掲げる書類(その届出に係る変更後の書類をいう。)を添えて、都道府県知事に届け出なければならない。

一 第一種フロン類回収業者が外国人であり、かつ、法第九条第二項第一号に掲げる事項に変更があったとき 外国人登録証明書の写し

二 第一種フロン類回収業者が法人であり、かつ、法第九条第二項第一号に掲げる事項に変更があったとき 登記事項証明書

三 法第九条第二項第三号から第五号までに掲げる事項に変更(前条に定める軽微な変更を除く。)があったとき 第二条第一項第三号及び第四号に掲げる書類

2 都道府県知事は、住民基本台帳法第三十条の七第五項若しくは第三十条の八第一項の規定により、前項の届出をしようとする者に係る同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報を利用することができないとき、又は当該情報の提供を受けることができないときは、前項の届出をしようとする者が個人(外国人を除く。)である場合には、住民票の写しを提出させることができる。

変更の届出が必要な場合

第一種フロン類回収業者として登録を受けた者が、以下の事項を変更した場合、変更届出省令様式第2(87頁参照)が必要となる。

ア. 氏名又は名称及び住所並びに法人の場合の代表者の氏名

イ. 事業所の名称及び所在地

ウ. その業務に係る第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の種類()

() 登録申請した「回収の対象とする第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の種類」に係る変更。

エ. 回収の用に供する設備の種類()

() 登録申請した「フロン類回収設備の種類、能力及び台数」のうち、「設備の種類」に係る変更。例えば、申請時に「CFC用」1台、「HCFC用」1台を所有していたが、「CFC・HCFC兼用」を1台追加(又は買い換え)した場合は対象。しかし、「CFC、HCFC、HFC兼用」を1台所有していたが、さらに「CFC、HCFC、HFC兼用」を1台追加(又は買い換え)した場合は、対象ではない。

届出の期限

変更があった日から30日以内に、その届出に係る変更後の書類を添付して登録を受けた都

道府県に届け出なければならない。

ア. のア. に係る変更届出の場合の添付資料

住民票等の写し又は登記事項証明書

(注)住民票等の写しについては、第2章 9.(3)、アの本人を確認できる書類と同じ

イ. のウ. 及びエ. に係る変更届出の場合の添付資料

フロン類回収設備の所有権を有することなどを証する書類

フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類

(4)廃業等の届出

〔法第十五条〕

第一種フロン類回収業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事(第五号に掲げる場合にあっては、当該廃止した第一種フロン類回収業に係る第一種フロン類回収業者の登録をした都道府県知事)に届け出なければならない。

一 死亡した場合 その相続人

二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者

三 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人

四 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人

五 その登録に係る都道府県の区域内において第一種フロン類回収業を廃止した場合 第一種フロン類回収業者であった個人又は第一種フロン類回収業者であった法人を代表する役員

2 第一種フロン類回収業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、第一種フロン類回収業者の登録は、その効力を失う。

法人が合併により消滅した場合やフロン類回収業を廃止した場合、該当するに至った日から30日以内に、登録を受けた都道府県に届け出なければならない。

なお、届け出る際には、該当するに至った日までの回収量等についても、当該年度の報告【様式第3】(88、89頁参照)として併せて提出すべきである。

(5)都道府県による登録の抹消

〔法第十六条〕

都道府県知事は、第十二条第一項若しくは前条第二項の規定により登録がその効力を失ったとき、又は次条第一項の規定により登録を取り消したときは、当該第一種フロン類回収業者の登録を抹消しなければならない。

5年ごとの更新を受けなかった場合や回収業を廃止した場合、登録の取消処分を受けた場合等は、登録はその効力を失う。その際には、都道府県は第一種フロン回収業者の登録を抹消しなければならない。

(6)都道府県による登録の取消し等

〔法第十七条〕

都道府県知事は、第一種フロン類回収業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 不正の手段により第一種フロン類回収業者の登録を受けたとき。
 - 二 その者の第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロンの回収の用に供する設備が第十一条第一項に規定する基準に適合しなくなったとき。
 - 三 第十一条第一項第一号、第二号、第四号又は第六号のいずれかに該当することとなったとき。
 - 四 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこの法律に基づく処分に違反したとき。
- 2 第十一条第二項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

都道府県は、第一種フロン類回収業者が次のような事項に該当するときは、登録の取消しや業務停止の処分を行うことができる。処分を行ったときは、その理由を示して、申請者に通知しなければならない。

不正の手段により、第一種フロン類回収業者の登録を受けたとき。

回収の用に供する設備が「登録基準」に適合しなくなったとき。

登録の拒否要件である「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」等に該当することとなったとき。

この法律に基づく処分等に違反したとき。

12. 第一種特定製品の種類(50kg)の改正について

(法第二条第二項)

この法律において「第一種特定製品」とは、次に掲げる機器のうち、業務用の機器(一般消費者が通常生活の用に供する機器以外の機器をいう。)であって、冷媒としてフロン類が充てんされているもの(第二種特定製品を除く。)をいう。

- 一 エアコンディショナー
- 二 冷蔵機器及び冷凍機器(冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機を含む。)

(省令第一条第二項)

2 第一種特定製品の種類は、次のとおりとする。

- 一 エアコンディショナー
- 二 冷蔵機器及び冷凍機器

第一種フロン類回収業者

ア. 今回の法改正に伴う省令の改正により、第一種特定製品の種類は、従来の「フロン類の充てん量が50キログラム以上の第一種特定製品」を削除し、「エアコンディショナー」、「冷蔵機器及び冷凍機器」の2種類となった。併せて各種届出、報告様式についての改正を行っている。(様式第1(法第2条関係)(第一種フロン類回収業者登録/登録の更新申請書)、様式第3(法第11条関係)(第一種フロン類回収業者のフロン類回収量等に関する報告書))

イ. 本改正に伴い、第一種フロン類回収業者のフロン類回収量の記録・報告は、改正法施行(平成19年10月)以降、2種類の区分により報告することとなる。具体的には、回収業者に義務づけられている「引き取ったフロン類」の「記録・保存」(法第22条第1項、省令第9条)及び「都道府県知事への報告」(法第22条第3項、省令第11条)については、改正法が施行される平成19年10月1日から、特定製品の種類は3種類から2種類となる。(様式第3)(法第11条関係)(第一種フロン類回収業者のフロン類回収量等に関する報告書))

ウ. 従って、平成19年9月30日までに引き取ったフロン類は、第一種特定製品の種類は3種類で記録・保存し、平成19年10月1日以降に引き取ったフロン類は、第一種特定製品の種類は2種類で記録・保存することになる。記録・保存の帳簿の様式については、第3章 10. に参考様式を掲載しているので、参照してください。

エ. また、整備時に引き取ったフロン類は、平成19年10月1日以降に引き取ったフロン類より「記録・保存・報告」を実施する。(様式第3にて、廃棄時と同時に報告)(整備時の回収については32、33ページ参照)

オ. これらの変更に伴い、平成19年度のフロン類回収量の都道府県知事への報告は、平成19年9月30日までに引き取った量は、法改正前の様式第3(第一種特定製品の種類が3種類、廃棄時のみ)で報告し、平成19年10月1日以降に引き取った量は、法改正後の様式第3(第一種特定製品の種類が2種類、整備時・廃棄時の2区分)で報告することになるため、それぞれを別々の様式で報告する。

カ. 平成20年度以降の都道府県知事への報告については、全て改正後の様式にて報告する。

注) 第一種フロン類回収業者登録については、省令を一部改正(申請書様式も一部改正)しているが、記載する「回収の対象とする第一種特定製品の種類」については、今までどおり3種類である。

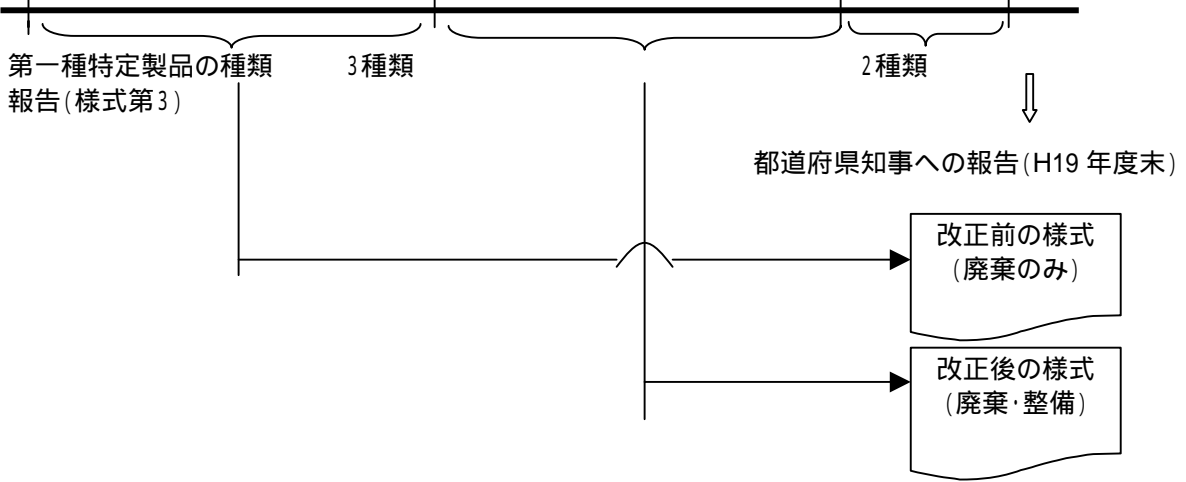
平成19年度の記録・保存・報告

H19/4/1

10/1

H20/3/31

5/15



X. 特定製品の表示(第一種特定製品の表示に関する考え方)

(表示)

[法第三十九条]

特定製品の製造等(製造する行為(他の者(外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第六条に規定する非居住者を除く。以下この条において同じ。))の委託(主務省令で定めるものに限る。以下この条において同じ。))を受けて行うものを除く。)、輸入する行為(他の者の委託を受けて行うものを除く。))又は製造する行為若しくは輸入する行為を他の者に対し委託をする行為をいう。以下同じ。)を業として行う者は、当該特定製品を販売する時までに、当該特定製品に冷媒として充てんされているフロン類に関し、当該特定製品に、見やすく、かつ、容易に消滅しない方法で、次に掲げる事項を表示しなければならない。

一 当該フロン類をみだりに大気中に放出してはならないこと。

二 当該特定製品を廃棄する場合(当該特定製品が第一種特定製品である場合にあっては当該第一種特定製品の廃棄等を行う場合、当該特定製品が第二種特定製品である場合にあっては当該第二種特定製品が搭載されている使用済自動車を取引業者に引き渡す場合)には、当該フロン類の回収が必要であること。

三 当該フロン類の種類及び数量

平成 14 年 4 月 1 日以降に出荷又は引き渡す第一種特定製品について、機器製造業者、機器設置業者や輸入業者は、次のような表示を行わなければならない。

このような表示を行う主な目的は、機器の所有者(廃棄者)に対して、フロン類の回収が必要である旨を啓発するため、回収業者に対して、フロン類の種類や充てん量を情報として与え、より適切な回収を行ってもらうためである。

1. 表示を行う者

機器製造工場でフロン類を充てんする第一種特定製品については、当該機器製造業者が表示を行う。

第一種特定製品を輸入する場合は、当該輸入業者が表示を行う。

第一種特定製品の設置又は装着工事後にフロン類の充てんを行う場合は、充てんを行う者が表示を行う。

又は の場合で、第一種特定製品の設置又は装着工事後にフロン類の調整(追加充てん)を行う場合は、機器製造業者又は輸入業者に加え、当該調整を行う者が表示を行う。

2. 表示事項

以下の事項について、表示を行う。

当該フロン類をみだりに大気中に放出してはならないこと。

・「フロン類大気放出禁止」等の記載でも構わない。

当該特定製品を廃棄する場合には、当該フロン類の回収が必要であること。

・「廃棄時フロン類要回収」等の記載でも構わない。

当該フロン類の種類及び数量。

・原則として、充てんされているフロン類の種類(CFC、HCFC、HFC)と冷媒番号を併せて記載しなければならない(例:HCFC R22)。

3. 表示方法

表示は、第一種特定製品の所有者(廃棄者)及び第一種フロン類回収業者の双方が視認できることが必要となる。

第一種特定製品自身には、適正に視認できる箇所がなく、機器に接続された周辺の箱体等に表示せざるを得ない場合があることにも配慮する。

表示事項は、容易に消滅しない方法で表示を行わなければならない。

既に表示がなされている業務用冷凍空調機器の改造を行い、その結果、表示内容(フロン類の種類、充てん数量)に変更を生じた場合、改造した者は再表示を行うことが望ましい。

4. 表示のイメージ

法で定める表示すべき事項を踏まえ、第一種特定製品の場合、例えば次のような表示事例が考えられる。

例1

フロン回収・破壊法 第一種特定製品			
フロン類をみだりに大気中に放出することは禁じられています。 この製品を廃棄する場合には、フロン類の回収が必要となります。 冷媒の種類及び数量			
種類	冷媒番号	出荷時数量(kg)	設置時数量(kg)
HFC	R		
HCFC			

設置場所で冷媒の充てんを行う場合で、製品銘板や設置サービス要領図にフロン類の種類及び数量の記入場所が無いときの表示である。

設置時に充てんした事業者は、フロンの種類及び数量を記入しなければならない。また、フロン類の充てんを行った事業者名の表示をすることを推奨する。

例2

フロン回収・破壊法 第一種特定製品		
フロン類をみだりに大気中に放出することは禁じられています。 この製品を廃棄する場合には、フロン類の回収が必要となります。 冷媒の種類及び数量		
種類	冷媒番号	数量(kg)
HCFC	R22	

業務用冷凍空調機器に工場等でフロン類を充てんする者が表示する場合である。

例3

フロン回収・破壊法 第一種特定製品
この製品には冷媒として、○○○○が使われている。 フロン類をみだりに大気中に放出することは禁じられている。 この製品を廃棄する場合には、フロン類の回収が必要となる。 フロン類の種類及び数量は、製品銘板あるいは設置サービス要領図に記載されている。

業務用冷凍空調機器に工場等でフロン類を充てんする者が表示する場合で、フロン類の種類及び数量について、高圧ガス保安法、JIS規格、業界規格等に基づいて、製品銘板や設置サービス要領図に表示する場合の表示である。

なお、 には、「HCFC」あるいは「HFC」のいずれかが入る。

例4

フロン回収・破壊法 第一種特定製品 (冷凍・冷蔵機器)											
<p>フロン類をみだりに大気中に放出することは禁じられています。 この製品を廃棄する場合には、フロン類の回収が必要となります。 冷媒の種類及び数量</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種 類</th> <th style="width: 40%;">冷媒番号</th> <th style="width: 40%;">数量(kg)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>HFC</td> <td>R</td> <td></td> </tr> <tr> <td>HCFC</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			種 類	冷媒番号	数量(kg)	HFC	R		HCFC		
種 類	冷媒番号	数量(kg)									
HFC	R										
HCFC											

製品銘板や設置サービス要領図にフロン類の種類及び数量の無いときで、例えば、冷凍冷蔵車の架装部分や大型・小型特殊自動車に搭載されているエアコンディショナーなどに表示をする場合である。

また、冷凍冷蔵車を例にとると、第一種特定製品(架装部分)と第二種特定製品(運転席のエアコン)が混在しているため、これらを区別するため、架装部分については、表示事項の「第一種特定製品」の次に「(冷凍・冷蔵機器)」という文字を追記して表示することが適当である。

XI. 第二種特定製品(カーエアコン)に関する事項

(第二種特定製品搭載自動車の整備の際の遵守事項)

(法第四十条)

第二種特定製品が搭載されている自動車(使用済自動車再資源化法第二条第一項に規定する自動車をいう。以下同じ。)の整備に際して当該第二種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の回収又は運搬を行う者は、当該フロン類の回収又は運搬を行うに当たっては、主務省令で定めるフロン類の回収又は運搬に関する基準に従って行わなければならない。

1. 自動車リサイクル法との適用関係

カーエアコンについては、フロン回収・破壊法制定当時は「第二種特定製品」として、同法に基づきフロン回収が行われていた。

平成17年1月に「使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)」が施行され、現在では基本的にはカーエアコンに関するフロン類の回収は、自動車リサイクル法に基づき実施されている。

自動車リサイクル法施行前に、フロン回収・破壊法に基づき第二種特定製品引取業者が引き取った使用済み自動車に関するフロン類の回収については、引き続き自動車リサイクル法施行に伴うフロン回収・破壊法改正前のフロン回収・破壊法に基づき回収が行われる必要がある。

フロン回収・破壊法に基づく第二種特定製品引取業者の登録、第二種フロン類回収業者の登録については、登録から5年ごとに更新を受けなければその効力を失うこととされている。このため、第二種特定製品引取業者が引き取った使用済み自動車でフロン類の回収を行っていないものがある場合は、登録の更新が必要となるが、速やかにフロン類の回収を行い、保有する第二種特定製品に関する処理を実施されることが必要である。

2. 第二種特定製品(カーエアコン)整備時の回収、運搬に関する技術基準

また、自動車リサイクル法は、使用済み自動車に関するフロン回収を規定していることから、フロン回収・破壊法では、第二種特定製品(カーエアコン)の整備の際にフロン類の回収を行う場合、回収したフロン類の運搬をする場合についての技術的な基準を設けている。(法第40条、省令第8条、第二種特定製品回収運搬基準告示)

3. 第二種特定製品の回収に関する運用の手引き について

第二種特定製品(カーエアコン)に関しては、本書とは別に「フロン回収・破壊法 第二種特定製品の回収に関する運用の手引き」を作成しているので、参照されたい。

XII. 他法令との関係と留意事項

1. 自動車リサイクル法

カーエアコン、冷凍車・冷蔵車のキャビン部分のエアコン、バスのエアコン等は、「使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)」が平成17年1月に施行され、フロン回収・破壊法から自動車リサイクル法に移行し、フロン類の回収が行われている。

自動車リサイクル法移行以前に引き取った使用済自動車に充てんされているフロン類については、引き続き、フロン回収・破壊法の規定が適用される。

冷凍車・冷蔵車の荷室部分の冷蔵・冷凍ユニットはフロン回収・破壊法が適用される業務用冷凍空調機器であり、第一種フロン回収業者によるフロン類の回収が必要となる。

また、自動車リサイクル法が適用されない大型特殊、小型特殊、被牽引車等については、乗員の空調設備(カーエアコン)についても、第一種特定製品であり、フロン回収・破壊法に基づくフロン回収が必要となる。

2. 家電リサイクル法

一般家庭用のエアコン、冷蔵庫については、「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」の適用を受け、フロン類の回収が行われている。

フロン回収・破壊法の対象となる業務用冷凍空調機器は、業務用(一般の消費者が通常の生活の用に供する機器以外の機器をいう。)のものをいう。業務用冷凍空調機器は一般家庭などで利用されることもあり、また、オフィスビル等で家庭用のエアコンや冷蔵庫が使用される場合もあり、それぞれ適用される法令が異なることに留意する必要がある。

3. 建設リサイクル法

建設工事に係る資材の再資源化に関する法律(建設リサイクル法)では、第10条で、解体工事に着手する7日前までに知事へ届け出る事前届出制度が規定されている。このような届出を行う工事の場合は、フロン回収・破壊法上の第一種特定製品が存置されていることが想定されるので、フロン類の回収が適切に行われるよう留意する必要がある。

また第12条第1項で、対象工事を発注しようとする者から直接工事を請け負おうとする建設業を営む者は、当該発注しようとする者に対し、所定の事項を記載した書面を交付して説明する義務が課されている。今般の改正フロン回収・破壊法においても第19条の2に基づく第一種特定製品の設置の有無の確認と類似の規定が設けられている。両規定は独立しているが、事業者が現場で調査、説明を行う上では、一体的に運用されることが効率的と考えられる。(15、16頁参照)

また、上記の建設リサイクル法上の規定が適用される対象工事は、所定の規模以上(建築リサイクル法第9条及び同法施行令第2条 建築物に係る解体工事の場合は80㎡以上、リフォーム等の場合は請負金額が1億円以上)のものが対象とされているが、フロン回収・破壊法においては規模の如何にかかわらず、諸規定が適用されるので留意する必要がある。

4. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法)

第一種特定製品は、フロン類の回収についてはフロン回収・破壊法の適用を受け、機器そのものの廃棄については、廃掃法の適用を受け、これに従う必要がある。

廃掃法においては、既にマニフェスト制度(産業廃棄物管理票)の規定があり施行されている。廃掃法に基づくマニフェストをフロン回収・破壊法に基づく行程管理票制度に活用することについては、フロン回収・破壊法諸規定を充足し、かつ、産業廃棄物と処理の流れが同じであれば、「産業廃棄物管理票」に必要事項を記載したものとすることで、改正フロン回収・破壊法の要件を満たすと考えられるが、一般には、両方で仕組みが異なっていることから、適用については慎重に検討する必要がある。

また、廃掃法では電子マニフェストに関する規定があるが、同法に基づき指定された法人がその業務を行っており、廃掃法以外の業務を行わせることは現時点では困難。

5. 高圧ガス保安法

フロン類を充てんした容器、回収機、冷凍機等は、高圧ガス保安法の適用がある。一般高圧ガス保安規則、冷凍保安規則、容器保安規則の諸規定があり、移動(運搬)、貯蔵等の技術基準も定められている。

フロン類の回収装置の一部(小型のもの)については、高圧ガス保安法施行令関係告示(平成9年3月24日 告示第139号)により、適用除外とされているものがあるが、容器を回収機から取り外せば容器保安規則の適用を受けること、適用除外回収機にあっても移動(運搬)、貯蔵等の技術基準が適用されることに留意する必要がある。

冷凍保安規則では、規模により許可、届出が必要であり、また、フロン類の販売も届出が必要である。

～ 第3章 ～ (様式、資料)

XIII. 資料

1. フロン類の種類

フロン類の種類である、CFC、HCFC、HFC の 3 区分にそれぞれ分類される冷媒番号区分について、オゾン層保護に関する法律第二条、地球温暖化対策の推進に関する法律第二条及び米国 ASHRAE34 規格を参考にした分類例を下表に示します。

なお、混合冷媒の扱いは、その成分に CFC を含むものは CFC に、HCFC と HFC の混合体は、HCFC に分類することにします。

種類	冷媒番号	化学記号	成分(組成比)
CFC	R11	CCl ₃ F (CFC11)	
	R12	CCl ₂ F ₂ (CFC12)	
	R113	CCl ₂ FCClF ₂ (CFC113)	
	R114	CClF ₂ CClF ₂ (CFC114)	
	R115	CClF ₂ CF ₃ (CFC115)	
	R13	CClF ₃ (CFC13)	
	R13B1	CBrF ₃ (ハロン 1301)	
	R500		CFC12/HFC152a (73.8/26.2)
	R501		HCFC22/CFC12 (75.0/25.0)
	R502		HCFC22/CFC115 (48.8/51.2)
	R503		HFC23/CFC13 (40.1/59.9)
	R505		HFC12/HCFC31 (78.0/22.0)
R506		HCFC31/CFC114 (55.1/44.9)	
HCFC	R123	CHCl ₂ CF ₃ (HCFC123)	
	R124	CHClCF ₂ CF ₃ (HCFC124)	
	R22	CHClF ₂ (HCFC22)	
	R401A		HCFC22/HFC152a/HCFC124 (53/13/34)
	R402A		HFC125/HC290/HCFC22 (60/2/38)
	R403A		HC290/HCFC22/FC218 (5/75/20)
	R405A		HCFC22/HFC152/HCFC142b/FCC218 (45/7/5.5/42.5)
	R406A		HCFC22/HC600a/HCFC142b (45/4/41)
	R408A		HFC125/HFC143a/HCFC22 (7/46/47)
	R409A		HCFC22/HCFC124/HCFC142b (60/25/15)
	R411A		HC1270/HCFC22/HFC152a (1.5/87.5/11.0)
R412A		HCFC22/FC218/HCFC142b (70/5/25)	
R509A		HCFC22/FC218 (44/56)	
HFC	R23	CHF ₃ (HFC23)	
	R32	CH ₂ F ₂ (HFC32)	
	R125	CHF ₂ CF ₃ (HFC125)	
	R134a	CH ₂ FCF ₃ (HFC134a)	
	R143a	CH ₃ CF ₃ (HFC143a)	
	R245fa	CHF ₂ CH ₂ CF ₃	
	R404A		HFC125/134a/143a (44/4/52)
	R407C		HFC32/125/134a (23/25/52)
	R407E		HFC32/125/134a (25/15/60)
	R410A		HFC32/125 (50/50)
	R507A		HFC125/143a (50/50)
R508A		HFC23/FC116 (39/61)	

2. 第一種特定製品の種類

第一種特定製品の種類、 エアコンディショナー 冷蔵機器及び冷凍機器にそれぞれ分類されている機器については、日本標準商品分類の大分類 6:中分類 56 冷凍機、冷凍応用製品および装置を基本にして、以下のように分類します。

分類番号	商品名
(1) エアコンディショナー	
562119	その他自動車用エアコンディショナー(法第二条第三項の対象外商品) ・道路運送車両法第3条に規定する小型自動車又は軽自動車であって、 二輪車のもの(側車付きのものを含む) ・道路運送車両法第3条に規定する大型特殊自動車及び小型特殊自動車 ・被けん引車
56212	鉄道車両用エアコンディショナー
56213	航空機用エアコンディショナー
56219	その他輸送機械用エアコンディショナー
5622	ユニット形エアコンディショナー
5623	除湿機
5624	空気調和装置構成機器(空調用チラー、エアハン等端末)
562411	圧縮式空気調和用リキッドリングユニット(遠心式、容積圧縮式)
5629	その他の空気調和機
(2) 冷蔵機器及び冷凍機器	
5612	コンデンシングユニット
5631	冷凍冷蔵庫、冷蔵庫及び冷凍庫
5632	ショーケース
56321	内蔵型ショーケース
56322	別置型ショーケース
5633	飲料用冷水機及び氷菓子装置
56331	冷水機
56332	ビール・ソーダデイスベンサ
56333	ソフトアイスクリームフリーザ
5634	製氷機
5635	輸送用冷凍・冷蔵ユニット
5636	定置式冷凍・冷蔵ユニット
56371	冷凍冷蔵リキッドリングユニット(遠心式冷凍機・スクルー冷凍機等)
56372	ユニットクーラー(ブライン、直膨)
5639	その他冷凍冷蔵機器
5641	ヒートポンプ式給湯器
5651	空気調和装置(クリーンルーム等)
5652	空気調和装置(倉庫用・凍結用・原乳用等)
5659	その他冷凍冷応用装置
5811	自動販売機
58111	飲料自動販売機
58112	食品自動販売機
84481	ワゴン(搬送車)

3. 登録申請書の記載要領

単一事業所の登録申請書の記入要領

様式第1 (第2条関係)
(表面)
第一種フロン類回収業者

登録
登録の更新

新規は未記入、更新時には、登録番号と登録年月日を記入する

該当しない方を消す

登録番号

登録年月日

年 月 日

申請する日を記入

都道府県知事 殿

(郵便番号) 123 - 4567

住所 県霞ヶ関市日本 8 - 9 - 10

氏名 フロン回収破壊株式会社 印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 (123)456 - 7890

第一種フロン類回収業者の氏名(個人)又は名称(法人)を記入する

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保に関する法律 第9条 第2項 第12条 第2項 の規定

により、必要な書類を添えて第一種フロン類回収業者の登録の更新を申請します。

事業所の名称及び所在地			
名称	フロン回収破壊株式会社 虎ノ門事務所		
所在地	(郵便番号)098 - 7654 県虎ノ門市経済 3 - 2 - 1 電話番号(98)765 - 4321		

回収の対象とする第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の種類			
回収の対象とする第一種特定製品の種類	回収しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1)エアコンディショナー			
(2)冷蔵機器・冷凍機器			
フロン類の充てん量が50kg以上の第一種特定製品			

フロン類回収設備の種類、能力及び台数		
設備の種類	能力	
	200g/min 未満	200g/min 以上
CFC 用	3 台	台
HCFC 用	台	台
HFC 用	台	台
CFC、HCFC 兼用	3 台	2 台
CFC、HFC 兼用	台	台
HCFC、HFC 兼用	台	台
CFC、HCFC、HFC 兼用	台	台

該当する欄にすべて を付ける。
記入例は、CFC と HCFC が充てんされている(1)エアコンディショナー、CFC と HCFC が充てんされている(2)冷蔵機器・冷凍機器、HCFC が50kg以上充てんされている第一種特定製品からフロン類を回収する場合

所有あるいは利用可能な回収設備について、設備の種類ごとに能力に応じて、台数を記入

様式第1 (裏面)

備考 1 印の欄は、更新の場合に記入すること。

2 「回収の対象とする第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに丸印を記入すること。

3 事業所が複数ある場合には、「事業者の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業者ごとに記載すること。

4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

6 下記の欄には、申請に係る事項の補足的説明、フロン類の回収を自ら行う者又はフロン類の回収に立会う者の氏名等を、任意に記載することができる。

注：事業所が複数の場合の申請方法については、次ページを参照して下さい。

4. 同一区域内にフロン類の回収を行う事業所が複数の場合の申請方法

同一区域内での複数事業所の一括申請書の記入要領

申請書 1 枚目

1 枚目は、記入要領に従い全てを記入。

様式第1 (第2条関係)
(表面)

第一種フロン類回収業者 登録申請書
登録の更新

登録番号	
登録年月日	平成17年 12月 25日

果知事 殿

(郵便番号) 123-4567
住 所 果知市日本8-9-10 印
氏 名 フロン回収破壊株式会社
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 (123) 456-7890

第9条第2項
特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律
第12条第2項

登録 申請書
の規定により、必要な書類を添えて第一種フロン類回収業者の登録の更新を申請します。

事業所の名称及び所在地

名称	フロン回収破壊株式会社 虎ノ門事務所
所在地	(郵便番号) 098-7654 果知市経済3-2-1 電話番号 (098) 765-4321

回収の対象とする第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の種類

回収の対象とする第一種特定製品の種類	回収しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1)エアコンディショナー			
(2)冷蔵庫・冷凍機			
フロン類の充てん量が50kg以上の第一種特定製品			

フロン類回収設備の種類、能力及び台数

設備の種類	能力	
	200g/min未満	200g/min以上
CFC用	3 台	台
HCFC用	台	台
HFC用	台	台
CFC、HCFC兼用	3 台	2 台
CFC、HFC兼用	台	台
HCFC、HFC兼用	台	台
CFC、HCFC、HFC兼用	台	台

申請書 2 枚目以降

2 枚目以降は、「事業所の名称」以下について記入。なお、事業所が 3 箇所以上ある場合には、2 枚目と同様の要領で申請書に必要事項を記入する。

様式第1 (第2条関係)
(表面)

第一種フロン類回収業者 登録申請書
登録の更新

登録番号	
登録年月日	年 月 日

都道府県知事 殿

(郵便番号)
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

第9条第2項
特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律
第12条第2項

登録 申請書
の規定により、必要な書類を添えて第一種フロン類回収業者の登録の更新を申請します。

事業所の名称及び所在地

名称	フロン回収破壊株式会社 桜田門事務所
所在地	(郵便番号) 098-5467 果知市環境3-1-2 電話番号 (097) 865-4312

回収の対象とする第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の種類

回収の対象とする第一種特定製品の種類	回収しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1)エアコンディショナー			
(2)冷蔵庫・冷凍機			
フロン類の充てん量が50kg以上の第一種特定製品			

フロン類回収設備の種類、能力及び台数

設備の種類	能力	
	200g/min未満	200g/min以上
CFC用	台	台
HCFC用	台	台
HFC用	台	台
CFC、HCFC兼用	3 台	台
CFC、HFC兼用	台	台
HCFC、HFC兼用	台	台
CFC、HCFC、HFC兼用	台	台

5. フロン回収・破壊法に係る各都道府県登録窓口(第一種フロン類回収業者)

(平成19年4月現在)

北海道	環境生活部環境局環境政策課	011-204-5189	滋賀県	琵琶湖環境部環境政策課	077-528-3458
青森県	環境生活部環境政策課	017-734-9249	京都府	企画環境部地球温暖化対策プロジェクト	075-414-4708
岩手県	環境生活部環境保全課	019-629-5359	大阪府	環境農林水産部循環型社会推進室産業廃棄物指導課	06-6941-0351
宮城県	環境生活部環境政策課	022-211-2661	兵庫県	健康生活部環境管理局大気課	078-362-3285
秋田県	生活環境文化部環境あきた創造課環境管理室	018-860-1603	奈良県	生活環境部環境政策課	0742-27-8734
山形県	文化環境部環境企画課	023-630-2338	和歌山県	環境生活部環境政策局環境管理課	073-441-2683
福島県	生活環境部環境保全領域	024-521-7261	鳥取県	生活環境部循環型社会推進課	0857-26-7681
茨城県	生活環境部環境対策課	029-301-2961	島根県	環境生活部環境政策課	0852-22-6555
栃木県	環境森林部環境保全課	028-623-3188	岡山県	生活環境部環境管理課	086-226-7305
群馬県	環境・森林局環境保全課	027-226-2832	広島県	環境部環境対策室	082-513-2918
埼玉県	環境部青空再生課	048-830-2986	山口県	環境生活部環境政策課	083-933-2690
千葉県	環境生活部廃棄物指導課	043-223-4658	徳島県	県民環境部環境局環境整備課ゴミゼロ推進室	088-621-2333
東京都	環境局都市地球環境部環境配慮事業課	03-5388-3471	香川県	環境森林部環境管理課	087-832-3219
神奈川県	環境農政部大気水質課	045-210-4111	愛媛県	県民環境部環境局環境政策課	089-941-8565
新潟県	県民生活・環境部環境企画課	025-280-5339	高知県	文化環境部清流・環境課	088-823-9686
富山県	生活環境文化部環境政策課	076-444-8727	福岡県	環境部環境保全課	092-643-3360
石川県	環境部環境政策課	076-225-1463	佐賀県	くらし環境本部環境課	0952-25-7774
福井県	安全環境部環境政策課	0776-20-0303	長崎県	環境部環境政策課	095-895-2353
山梨県	森林環境部循環型社会推進課	055-223-1506	熊本県	環境生活部廃棄物対策課	096-333-2278
長野県	生活環境部廃棄物対策課	026-235-7181	大分県	生活環境部環境管理課	097-506-3114
岐阜県	環境生活部地球環境課	058-272-1111(代)	宮崎県	環境森林部環境管理課	0985-26-7085
静岡県	県民部環境局地球環境室	054-221-3498	鹿児島県	環境生活部環境政策課	099-286-2586
愛知県	環境部大気環境課	052-954-6215	沖縄県	文化環境部環境保全課	098-866-2236
三重県	環境森林部地球温暖化対策室	059-224-2368			

6. 省令に基づく「都道府県知事が認めるもの」

(平成19年4月1日現在)

都道府県名	「認める者」の名称
北海道	東冷機工業(株) (株)谷原冷機 (株)イザワ 函館日協設備工事(株) 旭川冷機工業(株) 北見冷機工業(株) 日協設備(株) 釧路ダイヤ冷暖(株)
宮城県	株式会社鈴木商館
福島県	有限責任中間法人福島県フロン回収事業協会
栃木県	栃木県冷凍空調設備協会
群馬県	群馬県フロン回収事業協会 中央地区管理センター 群馬県フロン回収事業協会 東地区管理センター 群馬県フロン回収事業協会 西地区管理センター
千葉県	千葉県冷凍空調設備協会
東京都	セイコー産業東京(株) (株)エアコンサービス ドクターホームズ(株) (有)タカヤマ設備
山梨県	(社)山梨県冷凍空調設備保安協会
長野県	長野県冷凍空調設備協会
岡山県	社団法人岡山県冷凍空調協会 岡山再生資源事業協同組合
広島県	広島県冷凍空調工業会 広島回収冷媒管理センター 広島県冷凍空調工業会 福山回収冷媒管理センター
山口県	山口県冷凍空調設備工業会 徳山回収冷媒管理センター 山口県冷凍空調設備工業会 防府回収冷媒管理センター 山口県冷凍空調設備工業会 下関回収冷媒管理センター
香川県	イワタニガスネットワーク株式会社 四国支店 坂出営業所 香川県冷凍空調設備工業協会 高松帝酸株式会社
愛媛県	中予回収冷媒管理センター 東予回収冷媒管理センター 南予回収冷媒管理センター 今治回収冷媒管理センター
高知県	高知県冷凍空調設備工業会
福岡県	筑後回収冷媒管理センター 北九州回収冷媒管理センター 筑豊回収冷媒管理センター 福岡西回収冷媒管理センター 福岡東回収冷媒管理センター
佐賀県	佐賀回収冷媒管理センター
長崎県	(株)効電機 (有)長崎機電サービス

7. フロン類回収装置の種類及び能力一覧表

高圧ガス保安法の適用除外を受ける回収機(自己認定登録製品及び通商産業検査所認定製品)一覧です。2006年10月31日現在の資料として作成。最新は冷媒回収推進・技術センター(RRC)のURL(下記)を参照。

http://www.rrc-net.jp/008/index_03.html

社名	機種名「型式」	回収できる冷媒			回収能力(g/分)			認証番号及び自己認証品	備考(回収できるフロン)
		CFC	HCFC	HFC	100g未満	100g～200g	200g以上		
(株)アイハラ	AFC-04							*	12, 22, 502
	AFC-04 II								12, 22, 134a, 407, 410, 404, 500, 502
	AFC-04 III								12, 22, 134a, 407, 410, 404, 500, 502
アキツ精機(株)	IHA-R12								12
	IHA-R134a								134a
	IHA-R22								22
	IHA-R500								500
	IHA-R502								502
	IHA-R12M								12
	IHA-R134aM								134a
	IHA-R22M								22
	IHA-R205M								502
	IHA-R22B								22
アサダ(株)	4000J							*	12, 22, 134a
	4000J II								12, 22, 134a, 407, 410
	R50								12, 22, 134a, 407, 410
	R60								12, 22, 134a, 407, 410
	R60S								12, 22, 134a, 407, 410
	R120W								12, 22, 134a, 407, 410
	R11								11, 113, 123
	RS13								13, 23, 503, 508A
	C50								134a
	C60								134a
	C60S								134a
	R100								12, 22, 134a, 410, 407, 500, 502
	R350								12, 22, 134a, 410, 407, 500, 502
	R1400								12, 22, 134a, 410, 407, 500, 502
RC500								12, 22, 134a, 404A, 410A, 412A, 500, 502, 507A	

社名	機種名「型式」	回収できる冷媒			回収能力(g/分)			認証番号及び 自己認証品	備考(回収できるフロン)
		CFC	HCFC	HFC	100g 未満	100g～ 200g	200g 以上		
アサダ(株)	mini							12、22、134a、404A、 407C、407D、410A、412A、 500、502、507A、509A	
	RC1000							12、22、134a、404A、 410A、412A、500、502、 507A	
	RC2300							12、22、134a、404A、 410A、412A、500、502、 507A	
インフィコン	EMTR-41							12、22、134a、407、410	
(株)エスコ	EA100AA							12、22、134a、404、407、 410、500、502	
	EA100AB							12、22、134a、404、407、 410、500、502	
	EA100CA-22							12、22、134a、500、502	
	EA100CA-400							12、22、134a、407、410	
エスベック(株)	SRM-000							13、23、503、508A	
荏原テクノ サーブ(株)	Y-FRU (標準型)							11、113、123	
	Y-FRU (業務型)							11、113、123	
奥田工機(株)	RGC-101						*	12	
	RGC-102						*	12	
	RGC-103						*	12、134a	
	FRS-42-1						*	12、134a、114	
	RGC-104							12、134a	
	RGC-105							12、134a	
	RGC-105M							12、134a	
オーム電気	RHS650A						*	134a	
	RHS650B						*	12	
	RHS650DA						*	134a	
	RHS650DB						*	12	
	TX-200						*	12、22、134a、502	
カルソニック カンセイ(株)	C-01-RE-A						*	12	
	C-01-RE-B						*	12	
	NA-21							12、22、134a、500、502	
	NA-1							12、22、134a、404、407、 500、502	
環境システム	RC-223						*	12、22、134a、114、502	
	RC-123C							11、113、123	

社名	機種名「型式」	回収できる冷媒			回収能力(g/分)			自己認証	備考(回収できるフロン)
		CFC	HCFC	HFC	100g未満	100g~200g	200g以上		
五洋電気	GYR-12A							*	12
	GYR-22A							*	12、22、134a、500、502
	GYR-12S							*	12、22、134a、500、502
	GYR-22S								12、22、404A、407C、410A
コーパック (タカヤマ設備)	KPK-01A							*	12、22
	KPK-02B							*	12、22
	KPK-02Y							*	12、22、134a、500、502
	KPK-02E							*	12、22、134a、500、502
	KOLPAK-27								12、22、134a、500、502
	IRS-9000								12、22、134a、407、410
	PROMXRP5000								12、22、134a、500、502
	PROMXRP5410								12、22、134a、500、502、407、410
三協自工	MRC300							*	12
(株)サンケン	AR500J								12、22、134a、407、410
三洋電機(株)	SRU-400R							*	12、22、500、502
	SFR-3300							*	12、22、134a、500、502
(株)山昇冷機製作所	SR-1								12、22
正栄電機	CT-1							*	12、22、502
EG アプライアンス	01636							*	12、22、500、502
ジャテック(株)	12134B								12、134a
	17100								12
	17350							*	12
	17350C							*	12
	17400							*	12
	17500								12、22、500、502
	17500B							*	12、22、500、502
	17505J							*	12、22、134a、500、502
	17620J							*	12、22、134a、500、502
	17650J							*	12、22、134a、502
	17660B							*	12、22、134a、500、502
	17800B								R134a
	25152							*	12、22、134a、500、502
	25152A							*	12、22、134a、500、502

社名	機種名「型式」	回収できる冷媒			回収能力 (g/分)			自己認証	備考(回収できるフロン)
		CFC	HCFC	HFC	100g未満	100g～200g	200g以上		
ジャテック(株)	25152B							12, 22, 134a, 404, 407, 410, 500, 502	
	25200A						*	12, 22, 134a, 500, 502	
	25200B						*	12, 22, 134a, 404, 407, 410, 500, 502	
	25177							12, 22, 134a, 404, 407, 410, 500, 502	
	25177B							12, 22, 134a, 500, 502, 404A, 407C, 410A, 507A, 509A	
	25202B							12, 22, 134a, 404, 407, 410, 500, 502	
	34400							*	134a
	34700							*	134a
	34700-2K								134a
	34700Z								134a
	34702Z								R134a
	34800-2K								12, 134a
	342000								R134a
	ACR5J							*	12, 134a
	ACR-6012							*	12
	ACR-6134							*	134a
ROB246A								12, 22, 134a, 404A, 407C, 410A, 500, 502, 507A	
(株)ゼクセル ヴァレオクライメート コントロール	ZRR07-10A						*	12	
	ZRR02-11A						*	12	
	ZRR07-12A						*	12	
	ZRR07-10A1						*	12	
	ZRR07-12B						*	12	
	ZRR21-20A						*	134a	
(株)ゼクセル コールドシステムズ	ZRR21-20A・30A							134a	
	1070XL-Z							12, 134a	
ダイキン工業(株)	PV04A						*	12, 22, 502	
	CFK-H3J						*	12	
大昭和産業	01090						*	134a	
タスコジャパン(株)	TA110R							12, 22, 134a, 407, 410	
	TA110A							12, 22, 134a, 407, 410	

社名	機種名「型式」	回収できる冷媒			回収能力(g/分)			自己認証	備考(回収できるフロン)
		CFC	HCFC	HFC	100g未満	100g~200g	200g以上		
タスコジャパン(株)	TA110B							12, 22, 134a, 407, 410	
	TA110C							12, 22, 134a, 407, 410	
中京 EG	F-40						*	12, 22, 502	
中国冷空工	CFR-125L						*	12, 22, 502	
	CFR-125L II						*	12, 22, 502	
デンゲン(株)	CS-RF100						*	12	
	CS-RF100Y							12, 134a	
	CS-RF134Y							12, 134a	
	CS-RF50YD							12, 134a	
	CS-RF80YD							12, 134a	
	CS-RF55YD							12, 22, 134a, 407, 410, 502	
	CS-RF85YD							12, 22, 134a, 407, 410, 502	
	CS-RF500YD							12, 22, 134a, 407, 410, 502	
	CS-RF210							12, 134a	
	CS-RF210SX							12, 134a	
	CS-RF550							12, 22, 134a, 407, 410, 502	
	CS-MRC-1							12, 134a	
	CS-MRC-1-P							12, 134a	
	(株)デンソー 日本電装(株)	ESR-10AC						*	12
ESR-10ACR							*	12	
ESR-20ACR							*	12, 134a	
東芝キャリア EG(株)	FR-PM182							12, 22, 134a, 407, 410	
	FR-PM201							12, 22, 134a, 407, 410	
	FR-FM1001							12, 22, 134a, 407, 410	
トキメック	FK-1						*	12	
	FK-2						*	12	
東洋キャリア	12RA001100-21						*	12, 22, 500, 502	
(株)東洋エンター プライズ	T10128							12, 134a	
桃陽電線	MINI-R							12, 22, 134a, 500, 502	
	GOLDEN-NAGGET							12, 22, 134a, 407, 410	
株)トルネス	PDF-20							12, 502, 22	
	PDF-20N							12, 502, 22	

社名	機種名「型式」	回収できる冷媒			回収能力(g/分)			自己認証	備考(回収できるフロン)
		CFC	HCFC	HFC	100g未満	100g~200g	200g以上		
(株)中島自動車電装	NA-601							*	12
	NA-610							*	12, 22
	NA-810							*	12, 22, 502
	NA-811								12, 22, 134a, 502, 500
	NA-710							*	12, 22, 502
	NA-711								12, 22, 134a, 502, 500
	NA-600								12, 22, 134a, 502, 500
	NA-400								12, 22, 134a, 502, 500
	NA-1100							*	12, 22, 134a, 500, 502
	NA-1100S								12, 22, 134a, 500, 502
	NA-730								12, 22, 134a, 500, 502
	NA-730S								12, 22, 134a, 500, 502
	NA-740								12, 22, 134a, 407, 410, 404, 500, 502
	NA-740S								12, 22, 134a, 407, 410, 404, 500, 502
	NA-750S								12, 22, 134a, 407, 410, 404, 500, 502
	NA-1000W								12, 22, 134a, 500, 502
	NYR-600NA								12, 22, 134a, 500, 502
	CAL-400								12, 22, 134a, 502, 500
	NRU-21								12, 22, 134a, 500, 502
	NA-21								12, 22, 134a, 500, 502
	NA-1								12, 22, 134a, 407, 404, 500, 502
	NA-22MHC								12, 22, 134a, 500, 502
	NRU-10								12, 22, 134a, 500, 502
NA-760								12, 22, 134a, 404A, 407A, 407C, 410A, 500, 502, 507A	
NA-MAX								12, 22, 134a, 404A, 407C, 410A, 500, 502, 507A	
日石三菱(株) (現新日本石油(株))	ACR5Jb								12, 134a
	ACR5							*	12, 134a
	ACR-NMO201								12, 134a, 22, 502, 404, 407, 410, 507
	NOR-300S								134a

社名	機種名「型式」	回収できる冷媒			回収能力(g/分)			自己認証	備考(回収できるフロン)
		CFC	HCFC	HFC	100g未満	100g～200g	200g以上		
日本整備(株)	BREEZE134							134a	
	NEW-TWIN-GAS							12, 134a	
	ASTRABUS134							134a	
	DiGiClima134							134a	
	TURBO Clima							12, 134a	
	FG-400							12, 134a	
ハマ冷機	EJ-R753A						*	12, 22, 502	
(株)日立空調システム	SE-20RU						*	12, 22, 500, 502	
	SE-21RU						*	12, 22, 134a, 500, 502	
(株)日立製作所	SRP-02							11	
	SPC-03							11	
	YF-01S							11	
(株)日立ビルシステム	W-1							11, 113, 123	
	W-2							11, 113, 123	
日立カー エレクトロニクス	HR-2000						*	12	
	HR-5000						*	12	
文化貿易工業(株)	CR500J							12, 22, 134a, 407, 410	
	CR600J							12, 22, 134a, 407, 410	
	RM-14000							12, 22, 134a, 407, 410	
	AR-200J							134a	
	AR-212TRJ							12	
	AR-400J							12, 134a	
	CR-700J							12, 22, 502, 134a, 410A, 407C, 404A, 507A	
(株)FUSO	G5Twin							12, 22, 502, 134a, 401b, 401c, 402a, 402b, 404A, 409a, 407a, 407B, 407C, 407d, 408a, 410A, 411a, 411b, 412a, R507	
ホーザン(株)	HA-1000							12, 134a, 22, 502, 407, 410	
松下電器産業(株)	CFR-1020R						*	12	
	CFR-2020S						*	12, 22	
	CFR-1020S						*	12, 22	
松下エアコン エンジニアリング	HS-BF410A							12, 22, 134a, 407, 410	
三笠サービス	R300-MH						*	12	

社名	機種名「型式」	回収できる冷媒			回収能力(g/分)			自己認証	備考(回収できるフロン)
		CFC	HCFC	HFC	100g未満	100g~200g	200g以上		
マツダ産業	MFR-920							*	12
	MFR-930							*	12
	MFR-925							*	12
	MFR-240							*	22, 502
	MFR-940							*	12
	MFR-410							*	134a
	MFR-921							*	12
	MFR-420								12, 134a
三菱重工業(株)	URR102							*	12, 134a
	URR103							*	12, 134a
	URR103A							*	12, 134a
	URR103B							*	12, 134a
	URR120							*	12, 134a
三菱重工 冷熱機材(株)	MOR751							*	12, 22, 134a, 500, 502 (404A, 407C, 507A)
	MOR400							*	12, 22, 134a, 500, 502 (404A, 407C, 507A)
	MOR405J								12, 22, 134a, 500, 502, 404A, 407C, 507A
	MOR405JH								12, 22, 134a, 500, 502, 404A, 407C, 410A, 507A
	MOR405JHX								12, 22, 134a, 500, 502, 404A, 407C, 410A, 507A
	PR5410								12, 22, 134a, 502, 404A, 407C, 410A
	MOR4000J							*	12, 22, 134a, 500, 502
	MOR4000J II								12, 22, 134a, 500, 502, 404A, 407C, 410A, 507A
MOR1150								13, 23, 503, 508A	
三菱電機 エンジニアリング(株)	FR-06A								12, 22, 134a, 500, 502
	FR-06B								12, 22, 134a, 404, 410
	FR-07A								12, 22, 134a, 404, 407, 410
	FRJ-07A								12, 22, 134a, 404, 407, 410
	FR-20A							*	12, 22, 134a, 114, 502

社名	機種名「型式」	回収できる冷媒			回収能力(g/分)			自己認証	備考(回収できるフロン)
		CFC	HCFC	HFC	100g未満	100g～200g	200g以上		
三菱電機 ビルテクノサービス(株)	MRK-06A							*	12, 22, 134a, 500, 502
	MRK-20A							*	12, 22, 134a, 114, 502
	MRK-50A							*	12, 22, 502
ヤマダ コーポレーション(株)	RRS-20								12, 134a
	RRS-201								12, 134a
	RCS-20								12, 134a
	PFR-10								12, 22, 134a, 407, 410
	RVC-22								12, 134a
	RCS-20A								12, 134a
	BRCS								12, 134a
ユニクラ	セルコン 8000							*	12
	セルコン 1000AB							*	12
レックス工業(株)	RP-5410								12, 22, 134a, 502, 404A, 407C, 410A
(株)ロテックス	RP-5000								12, 22, 134a, 500, 502
	RP-5410								12, 22, 134a, 502, 404A, 407C, 410A
	RP-5210								12, 22, 134a, 404A, 407, 410
	RE060j-3001								12, 22, 134a
	RE077j-5001								12, 22, 134a
	RF550								12, 22, 134a, 407, 410, 502
渡商会	ガスパック 12V1							*	12

自己認証品は

通産省検定は *

(通産省の検定制度については、平成9年4月に既に廃止されており、それ以降製造された回収装置(低圧ガス用を除く)は全て自己認証品となっています。)

8. 法第十一条第一項各号に該当しない者であることを誓約した書面の例

誓 約 書

登録申請者及びその役員は、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第11条第1項各号に該当しないものであることを誓約します。

年 月 日

申 請 者 印

知事殿

9. 登録審査評価事例

申請書類が【登録の基準】に適合しているか否かの登録審査例を示します。

(例 - 1) 回収しようとするフロン類の種類と回収設備の種類との照合

基準を満たす例

様式第1 (第2条関係)
(表面)

登 録 申 請 書
第一種フロン類回収業者
—登録の更新—

登録番号
登録年月日

県知事 殿

(郵便番号) 123-4567
住 所 県鷹ヶ岡市日本8-9-10
氏 名 フロン回収破壊株式会社 印
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 (123) 456-7890

第9条第2項
特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律
—第12条第2項—

の規定により、必要な書類を添えて第一種フロン類回収業者の登録の更新を申請します。

事業所の名称及び所在地		
名 称	フロン回収破壊株式会社 虎ノ門事務所	
所在地	(郵便番号) 098-7654 県虎ノ門市経済3-2-1 電話番号 (098) 765-4321	
回収の対象とする第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の種類		
回収の対象とする第一種特定製品の種類	回収しようとするフロン類の種類	
	CFC HCFC HFC	
(1)エアコンディショナー	←	
(2)冷蔵庫・冷凍機器	←	
フロン類の充てん量が50kg以上の第一種特定製品	←	
フロン類回収設備の種類、能力及び台数		
設備の種類	能 力	
	200g/min未満	200g/min以上
CFC用	1 台	台
HCFC用	台	台
HFC用	台	台
CFC、HCFC兼用	台	台
CFC、HFC兼用	台	台
HCFC、HFC兼用	台	台
CFC、HCFC、HFC兼用	台	台

回収しようとするフロン類「CFC」とフロン類回収設備の種類「CFC用」が一致している。

基準を満たさない例

様式第1 (第2条関係)
(表面)

登 録 申 請 書
第一種フロン類回収業者
—登録の更新—

登録番号
登録年月日

県知事 殿

(郵便番号) 123-4567
住 所 県鷹ヶ岡市日本8-9-10
氏 名 フロン回収破壊株式会社 印
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 (123) 456-7890

第9条第2項
特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律
—第12条第2項—

の規定により、必要な書類を添えて第一種フロン類回収業者の登録の更新を申請します。

事業所の名称及び所在地		
名 称	フロン回収破壊株式会社 虎ノ門事務所	
所在地	(郵便番号) 098-7654 県虎ノ門市経済3-2-1 電話番号 (098) 765-4321	
回収の対象とする第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の種類		
回収の対象とする第一種特定製品の種類	回収しようとするフロン類の種類	
	CFC HCFC HFC	
(1)エアコンディショナー	←	
(2)冷蔵庫・冷凍機器	←	
フロン類の充てん量が50kg以上の第一種特定製品	←	
フロン類回収設備の種類、能力及び台数		
設備の種類	能 力	
	200g/min未満	200g/min以上
CFC用	1 台	台
HCFC用	1 台	台
HFC用	台	台
CFC、HCFC兼用	台	台
CFC、HFC兼用	台	台
HCFC、HFC兼用	台	台
CFC、HCFC、HFC兼用	台	台

回収しようとするフロン類の種類と回収設備の種類が一致していない。

(例 2) 回収対象の特定製品の種類と回収設備の回収能力との照合

基準を満たす例

様式第1 (第2条関係) (表面)

第一種フロン類回収業者 登録申請書
登録の更新

登録番号
登録年月日
年 月 日

果知事 殿

(郵便番号) 123-4567
住所 果龍ヶ岡市日本8-9-10
氏名 フロン回収破壊株式会社
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 (123) 456-7890

第9条第2項
特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律
第12条第2項

登録の更新
の規定により、必要な書類を添えて第一種フロン類回収業者の登録の更新を申請します。

事業所の名称及び所在地	
名称	フロン回収破壊株式会社 虎ノ門事務所
所在地	(郵便番号) 098-7854 果龍ヶ岡市経済3-2-1 電話番号 (098) 765-4321

回収の対象とする第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の種類	回収しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1)エアコンディショナー			
(2)冷蔵庫・冷凍機			
フロン類の充てん量が50kg以上の第一種特定製品			

フロン類回収設備の種類、能力及び台数	能力	
	200g/min未満	200g/min以上
CFC用	台	台
HCFC用	台	台
HFC用	台	台
CFC、HCFC兼用	台	2 台
CFC、HFC兼用	台	台
HCFC、HFC兼用	台	台
CFC、HCFC、HFC兼用	台	台

回収対象特定製品の種類と回収設備の能力が一致している。

基準を満たさない例

様式第1 (第2条関係) (表面)

第一種フロン類回収業者 登録申請書
登録の更新

登録番号
登録年月日
年 月 日

果知事 殿

(郵便番号) 123-4567
住所 果龍ヶ岡市日本8-9-10
氏名 フロン回収破壊株式会社
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 (123) 456-7890

第9条第2項
特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律
第12条第2項

登録の更新
の規定により、必要な書類を添えて第一種フロン類回収業者の登録の更新を申請します。

事業所の名称及び所在地	
名称	フロン回収破壊株式会社 桜田門事務所
所在地	(郵便番号) 098-5467 果龍ヶ岡市環境3-1-2 電話番号 (097) 865-4312

回収の対象とする第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の種類	回収しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1)エアコンディショナー			
(2)冷蔵庫・冷凍機			
フロン類の充てん量が50kg以上の第一種特定製品			

フロン類回収設備の種類、能力及び台数	能力	
	200g/min未満	200g/min以上
CFC用	台	台
HCFC用	台	台
HFC用	台	台
CFC、HCFC兼用	1 台	台
CFC、HFC兼用	台	台
HCFC、HFC兼用	台	台
CFC、HCFC、HFC兼用	台	台

回収対象特定製品の種類と回収設備の能力が一致していない。

10. 都道府県による第一種フロン類回収業者登録通知書の例

フロン類回収業者登録通知書

住所
氏名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律

第10条第2項
第12条第2項
第13条第2項

の規定により 第一種フロン類回収業者として登録した
登録の更新を行った ことを通知する。
登録の変更を行った

都道府県知事

印

登録番号
登録年月日
有効期間満了年月日

新

(平成19年10月1日より使用)

12. 各種様式

(1) 第1種フロン類回収業者の登録申請書

様式第1 (第2条関係)
(表面)

登 録
第一種フロン類回収業者 申請書
登録の更新

※登録番号	
※登録年月日	

年 月 日

都道府県知事 殿

(郵便番号)
住 所
氏 名 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

第9条第2項
特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律 の
第12条第2項
登 録
規定により、必要な書類を添えて第一種フロン類回収業者の を申請します。
登録の更新

事業所の名称及び所在地			
名 称			
所在地	(郵便番号)		
	電話番号		
回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類			
回収の対象とする第一種特定製品の種類等	回収しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1) エアコンディショナー			
(2) 冷蔵機器・冷凍機器			
フロン類の充てん量が50kg以上の第一種特定製品			
フロン類回収設備の種類、能力及び台数			
設備の種類	能 力		
	200g/min未満	200g/min以上	
CFC用	台		台
HCFC用	台		台
HFC用	台		台
CFC、HCFC兼用	台		台
CFC、HFC兼用	台		台
HCFC、HFC兼用	台		台
CFC、HCFC、HFC兼用	台		台

様式第1

(裏面)

- 備考 1 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
- 2 「回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに丸印を記入すること。
- 3 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
- 6 下記の欄には、申請に係る事項の補足的説明、フロン類の回収を自ら行う者又はフロン類の回収に立ち会う者の氏名等を、任意に記載することができる。

--

様式第1 (第2条関係)
(表面)

登 録
第一種フロン類回収業者 申請書
登録の更新

※登録番号	
※登録年月日	

年 月 日

都道府県知事 殿

(郵便番号)
住 所
氏 名 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

第9条第2項
の
特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律
第12条第2項
の
登 録
を申請します。

規定により、必要な書類を添えて第一種フロン類回収業者の
登録の更新

事業所の名称及び所在地			
名 称			
所在地	(郵便番号)		
	電話番号		
回収の対象とする第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の種類			
回収の対象とする第一種特定製品の種類	回収しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1) エアコンディショナー((3) に該当するものを除く。)			
(2) 冷蔵機器・冷凍機器((3) に該当するものを除く。)			
(3) フロン類の充てん量が50kg以上の第一種特定製品			
フロン類回収設備の種類、能力及び台数			
設備の種類	能 力		
	200g/min未満	200g/min以上	
CFC用	台	台	
HCFC用	台	台	
HFC用	台	台	
CFC、HCFC兼用	台	台	
CFC、HFC兼用	台	台	
HCFC、HFC兼用	台	台	
CFC、HCFC、HFC兼用	台	台	

様式第1
(裏面)

- 備考
- 1 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
 - 2 「回収の対象とする第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに丸印を記入すること。
 - 3 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
 - 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
 - 6 下記の欄には、申請に係る事項の補足的説明、フロン類の回収を自ら行う者又はフロン類の回収に立ち会う者の氏名等を、任意に記載することができる。

--

(2) 第1種フロン類回収業者の変更届書

様式第2 (第5条関係)

第一種フロン類回収業者変更届書

年 月 日

都道府県知事 殿

(郵便番号)

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

第一種フロン類回収業に係る以下の事項について変更したので、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第13条第1項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます

	新	旧
変更の内容		
変更理由		

備考 1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

新

(平成19年10月1日より使用)

(3) 第1種フロン類回収業者の回収量等の報告書

様式第3 (第11条関係)

第一種フロン類回収業者のフロン類回収量等に関する報告書

年 月 日

都道府県知事

殿

(郵便番号)

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

登録番号

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第22条第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

CFC						
	(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等
CFCを回収した第一種特定製品の台数	台	台	台	台	台	台
①回収した量	kg	kg	kg	kg	kg	kg
②年度当初に保管していた量					kg	kg
③フロン類破壊業者に引き渡した量					kg	kg
④自ら再利用した量					kg	kg
⑤第7条に規定する者に引き渡した量					kg	kg
⑥年度末に保管していた量					kg	kg
HCFC						
	(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等
HCFCを回収した第一種特定製品の台数	台	台	台	台	台	台
⑦回収した量	kg	kg	kg	kg	kg	kg
⑧年度当初に保管していた量					kg	kg
⑨フロン類破壊業者に引き渡した量					kg	kg
⑩自ら再利用した量					kg	kg
⑪第7条に規定する者に引き渡した量					kg	kg
⑫年度末に保管していた量					kg	kg
HFC						
	(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等
HFCを回収した第一種特定製品の台数	台	台	台	台	台	台
⑬回収した量	kg	kg	kg	kg	kg	kg
⑭年度当初に保管していた量					kg	kg
⑮フロン類破壊業者に引き渡した量					kg	kg
⑯自ら再利用した量					kg	kg
⑰第7条に規定する者に引き渡した量					kg	kg
⑱年度末に保管していた量					kg	kg

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

3 原則として、①+②=③+④+⑤+⑥、⑦+⑧=⑨+⑩+⑪+⑫、⑬+⑭=⑮+⑯+⑰+⑱となるようにすること。

様式第3 (第11条関係)

第一種フロン類回収業者のフロン類回収量等に関する報告書

年 月 日

都道府県知事 殿

(郵便番号)
住 所
氏 名 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号
登録番号

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第22条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

C F C				
	(1) (3)を 除くエアコ ンディショ ナー	(2) (3)を 除く冷蔵機 器及び冷凍 機器	(3) フロン類 の充てん量が 50kg以上の第 一種特定製品	(4) 合計
C F Cを回収した第一 種特定製品の台数	台	台	台	台
①回収した量	kg	kg	kg	kg
②年度当初に保管していた量				kg
③フロン類破壊業者に引き渡した量				kg
④自ら再利用した量				kg
⑤第7条に規定する者に引き渡した量				kg
⑥年度末に保管していた量				kg
H C F C				
	(1) (3)を 除くエアコ ンディショ ナー	(2) (3)を 除く冷蔵機 器及び冷凍 機器	(3) フロン類 の充てん量が 50kg以上の第 一種特定製品	(4) 合計
H C F Cを回収した第 一種特定製品の台数	台	台	台	台
⑦回収した量	kg	kg	kg	kg
⑧年度当初に保管していた量				kg
⑨フロン類破壊業者に引き渡した量				kg
⑩自ら再利用した量				kg
⑪第7条に規定する者に引き渡した量				kg
⑫年度末に保管していた量				kg
H F C				
	(1) (3)を 除くエアコ ンディショ ナー	(2) (3)を 除く冷蔵機 器及び冷凍 機器	(3) フロン類 の充てん量が 50kg以上の第 一種特定製品	(4) 合計
H F Cを回収した第一 種特定製品の台数	台	台	台	台
⑬回収した量	kg	kg	kg	kg
⑭年度当初に保管していた量				kg
⑮フロン類破壊業者に引き渡した量				kg
⑯自ら再利用した量				kg
⑰第7条に規定する者に引き渡した量				kg
⑱年度末に保管していた量				kg

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
3 原則として、①+②=③+④+⑤+⑥、⑦+⑧=⑨+⑩+⑪+⑫、⑬+⑭=⑮+⑯+⑰+⑱となるようにすること。

新

(平成19年10月1日より使用)

(4)第1種フロン類回収業者のフロン類の回収量に関する通知書
(都道府県知事から主務大臣宛)

様式第4 (第12条関係)

第一種フロン類回収業者のフロン類の回収量等に関する通知書

年 月 日

経済産業大臣 殿
環境大臣 殿

都道府県知事 印

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第22条第4項の規定に基づき、次のとおり通知します。

CFC		
	整備	廃棄等
CFCを回収した第一種特定製品の台数	台	台
回収した量	kg	kg
年度当初に第一種フロン類回収業者が保管していたフロン類の総量	kg	kg
フロン類破壊業者に引き渡された量	kg	kg
再利用等された量	kg	kg
年度末に第一種フロン類回収業者が保管していたフロン類の総量	kg	kg
HCFC		
	整備	廃棄等
HCFCを回収した第一種特定製品の台数	台	台
回収した量	kg	kg
年度当初に第一種フロン類回収業者が保管していたフロン類の総量	kg	kg
フロン類破壊業者に引き渡された量	kg	kg
再利用等された量	kg	kg
年度末に第一種フロン類回収業者が保管していたフロン類の総量	kg	kg
HFC		
	整備	廃棄等
HFCを回収した第一種特定製品の台数	台	台
回収した量	kg	kg
年度当初に第一種フロン類回収業者が保管していたフロン類の総量	kg	kg
フロン類破壊業者に引き渡された量	kg	kg
再利用等された量	kg	kg
年度末に第一種フロン類回収業者が保管していたフロン類の総量	kg	kg

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第4 (第12条関係)

第一種フロン類回収業者のフロン類の回収量等に関する通知書

年 月 日

経済産業大臣 殿
環境大臣 殿

都道府県知事 印

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第22条第3項の規定に基づき、次のとおり通知します。

CFC	
CFCを回収した第一種特定製品の台数	台
回収した量	kg
年度当初に第一種フロン類回収業者が保管していたフロン類の総量	kg
フロン類破壊業者に引き渡された量	kg
再利用等された量	kg
年度末に第一種フロン類回収業者が保管していたフロン類の総量	kg
HCFC	
HCFCを回収した第一種特定製品の台数	台
回収した量	kg
年度当初に第一種フロン類回収業者が保管していたフロン類の総量	kg
フロン類破壊業者に引き渡された量	kg
再利用等された量	kg
年度末に第一種フロン類回収業者が保管していたフロン類の総量	kg
HFC	
HFCを回収した第一種特定製品の台数	台
回収した量	kg
年度当初に第一種フロン類回収業者が保管していたフロン類の総量	kg
フロン類破壊業者に引き渡された量	kg
再利用等された量	kg
年度末に第一種フロン類回収業者が保管していたフロン類の総量	kg

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。